

第3次相生市地域福祉計画



助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち

令和5年3月

兵庫県 相生市

はじめに

相生市では、平成30年に策定した「第2次相生市地域福祉計画」において、「助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち」を基本理念に掲げ、市民一人ひとりが人と人とのつながりを大事にし、地域の持てる力を強め活かしながら、ともに助けあい、支えあう地域づくりを目指す「地域ぐるみの福祉」の推進に努めてまいりました。



しかしながら、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、人と人とのつながりや地域の支えあいが希薄化する中で、ひとり暮らし高齢者、生活困窮者、社会的孤立者の増加など、福祉を取り巻く状況も多様化・複雑化しています。また、地域の中では悩みや課題を抱えながら、必要なサービスなどが利用できない「制度の狭間」にある人への支援も課題となっています。

こうした状況を受け、これまでの取り組みの評価、見直しを行い、新たな課題に向け、より効果的な地域福祉の推進を図り、本市の最上位計画である「第6次相生市総合計画」におけるまちづくり目標「健やかな暮らしを守り支え合うまち」を実現するため「第3次相生市地域福祉計画」を策定しました。

本計画では、第1次・第2次計画でつないできた「福祉の絆」をさらに大きく広げ、市民だけでなく本市の福祉に関わりのあるすべての人が主体となって地域福祉活動を推進していくため、「助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち」を基本理念とし、市民一人ひとりの住み慣れた地域での安心した暮らしを守り続けられるまちづくりを推進していきます。

今後は、本計画の基本理念のもと、地域福祉の推進に全力で取り組んでまいります。市民の皆様には、これまで以上に地域に目を向けられ、積極的な関わりをいただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました相生市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和5年3月

相生市長 **谷口 芳紀**

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 「地域福祉」とは..... | 1 |
| 2 自助・互助・共助・公助の位置づけ..... | 2 |
| 3 計画策定の背景と趣旨 | 3 |
| 4 計画の性格と位置づけ | 5 |
| 5 計画の期間..... | 6 |
| 6 計画策定体制..... | 7 |
| 7 地域福祉の推進とSDGs | 8 |
| 第2章 地域福祉を取り巻く相生市の現状..... | 9 |
| 1 統計データからみる状況 | 9 |
| 2 市民アンケート調査結果からみる状況..... | 25 |
| 3 相生市の地域福祉をめぐる課題のまとめ..... | 35 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 39 |
| 1 基本理念 | 39 |
| 2 基本目標..... | 40 |
| 3 地域福祉におけるエリア（圏域）のイメージ..... | 41 |
| 4 施策体系 | 42 |
| 5 重点的な取り組み..... | 43 |
| 第4章 施策の展開..... | 45 |
| 基本目標1 そだてよう！支えあいの意識と地域の担い手 | 45 |
| 基本目標2 ひろげよう！互いに助けあえる地域の絆 | 49 |
| 基本目標3 つなげよう！多様な連携による支援のネットワーク | 56 |
| 基本目標4 まもろう！安全な地域社会と一人ひとりの安心な暮らし..... | 62 |
| 第5章 計画の推進に向けて | 68 |
| 1 計画の推進体制..... | 68 |
| 2 計画の管理と評価..... | 70 |
| 資料編..... | 71 |
| 1 相生市地域福祉計画策定経過 | 71 |
| 2 相生市地域福祉計画策定委員会設置要綱..... | 72 |
| 3 相生市地域福祉計画策定委員会名簿..... | 74 |
| 4 用語集..... | 75 |

第1章 計画の策定にあたって

1 「地域福祉」とは

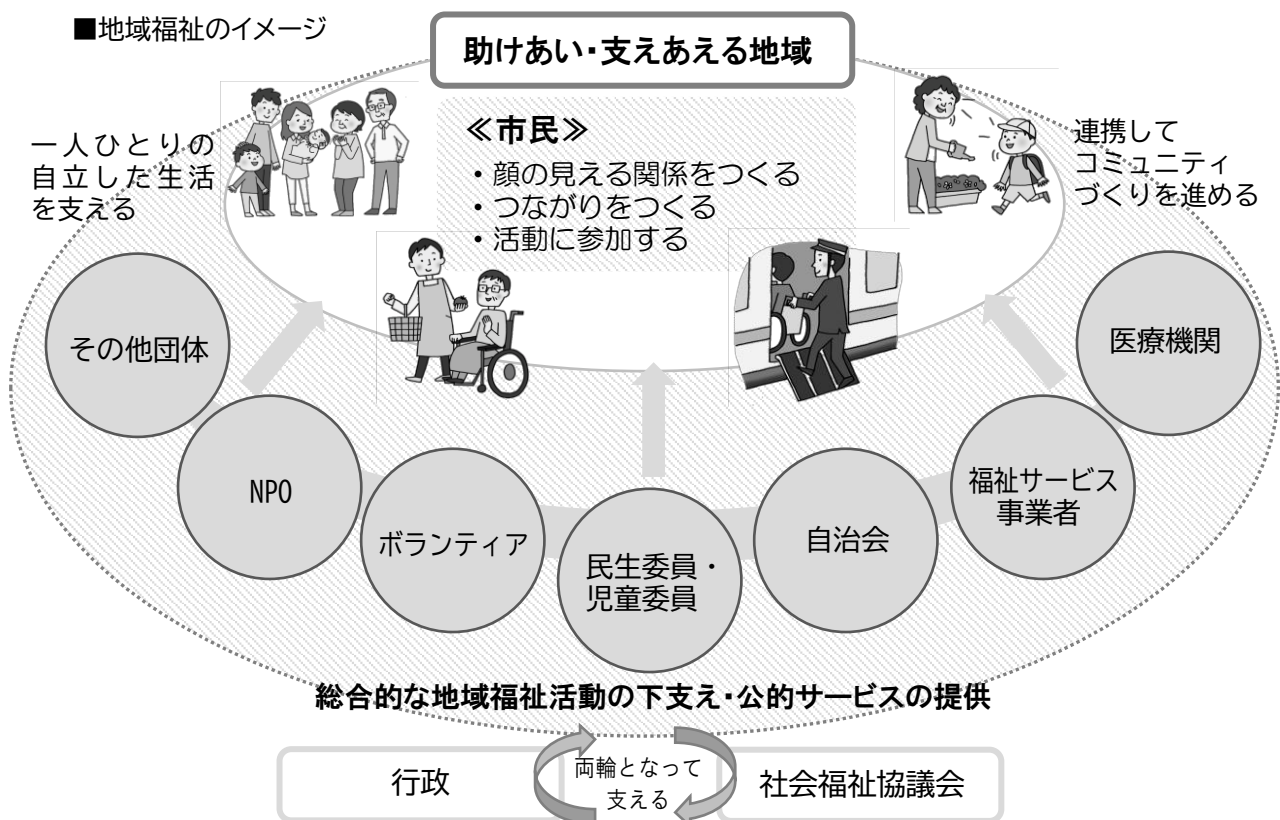
「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。

「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことをいいます。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助けあい、支えあうことが必要となっています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助けあい・支えあいの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくことをいいます。

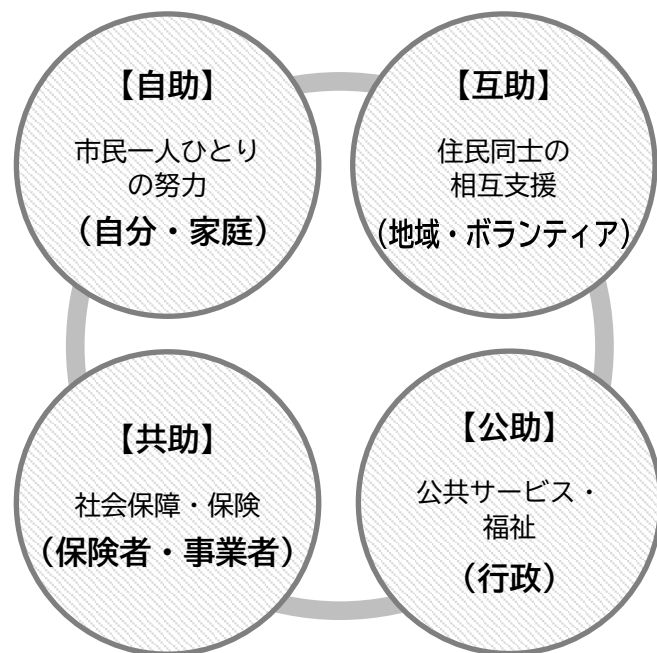
■地域福祉のイメージ



2 自助・互助・共助・公助の位置づけ

「地域福祉計画」とは、人と人とのつながりを基本として、困ったときに助けあう「顔の見える関係づくり」、互いを尊重し支えあう「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「しくみ」を定める計画です。そのためには、市民をはじめ団体や事業所・福祉施設などの担い手が、それぞれの役割の中で関係を構築し、それぞれの連携のもとで、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を重層的に組み合わせた計画として推進することが重要となります。

※「互助」と「共助」は相互に支えあうという意味では共通していますが、社会保障制度では、近隣の助けあい、ボランティアなどの相互扶助を「互助」、社会保険制度のような制度化された相互扶助を「共助」と区別する場合があります。



3 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助けあいや支えあいなどの機能の低下が危惧されています。このような中、分野別の福祉行政を中心として取り組まれてきた、子育て世代、高齢者、障害のある人に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待など）に加え、生活者としての外国人住民の増加もあり、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

国では、平成30年4月施行の改正社会福祉法において、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、市民一人ひとりが「我が事」として、さらに分野や世代に関わらず「丸ごと」つながることで、支えあいの中で安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指す理念を示しました。多様化・複雑化した課題を抱える個人・世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題を解決するために、制度や分野ごとに捉えられてきた課題を包括的に支援するしくみが必要となっています。

令和3年4月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、生活課題を抱える人を支援する体制や地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を、一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野（高齢・障害・子ども・生活困窮者）に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設などが規定されました。

相生市（以下「本市」という。）においては、これまで2次にわたる地域福祉計画を策定し、地域における様々な福祉課題に共通する問題への対応と、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会、行政などが協力して課題解決に取り組む体制づくりを進めてきました。

このたび、国の政策動向や本市の現状を踏まえて計画を見直し、「第3次相生市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定しました。

■国の主な流れ

| | |
|--|-------------------------------------|
| 平成 27 年 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 報告書 | 全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）が必要と提示 |
| 平成 28 年 「ニッポン一億総活躍プラン」 閣議決定 | 「地域共生社会」の実現が明記 |
| 平成 29 年 「社会福祉法」一部改正 | 包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目などが追加 |
| 平成 29 年 地域福祉計画策定ガイドライン | 計画策定の留意すべき事項や、盛り込む視点などを明示 |
| 令和元年 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ | 包括的な支援体制の構築を推進するために市町村で取り組むべき事業が提案 |
| 令和 3 年 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行 | 重層的支援体制整備事業が創設 |

【策定ガイドラインについて】

平成 29 年の社会福祉法の改正とあわせて、計画書作成の手引きとなる「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示され、ガイドラインに沿った内容での策定が努力義務となっています。

■策定ガイドラインの概要

共通して取り組む事項

- ・ 制度の狭間、分野横断的課題への一層の対応（共生型サービス含む）
- ・ 住宅確保要配慮者、就労支援、自殺対策など幅広い分野との連携
- ・ 寄付や補助事業などを活用した財源確保
- ・ 全庁的な体制整備

包括的支援体制の整備

- ・ 住民自らが生活課題を把握し解決していく環境整備
- ・ 生活課題を包括的に受け止める体制整備
- ・ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備 など

| 成年後見制度利用促進 基本計画閣議決定 | 再犯防止推進計画 閣議決定 | 社会福祉法人の地域における 公益的な取り組み |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携ネットワークの整備 ・ 後见人などの育成 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な福祉の支援の実施 ・ 地域と連携した地域で包摂する体制整備 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ニーズに応じた定額・無料のサービス提供 ・ 地域活動への場の提供 など |

4 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として、規定されている5つの事項を一体的に定める計画であり、本計画は、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な方向を定めたものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包括する計画として策定するものです。

社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

成年後見制度の利用の促進に関する法律

(市町村の講ずる措置)

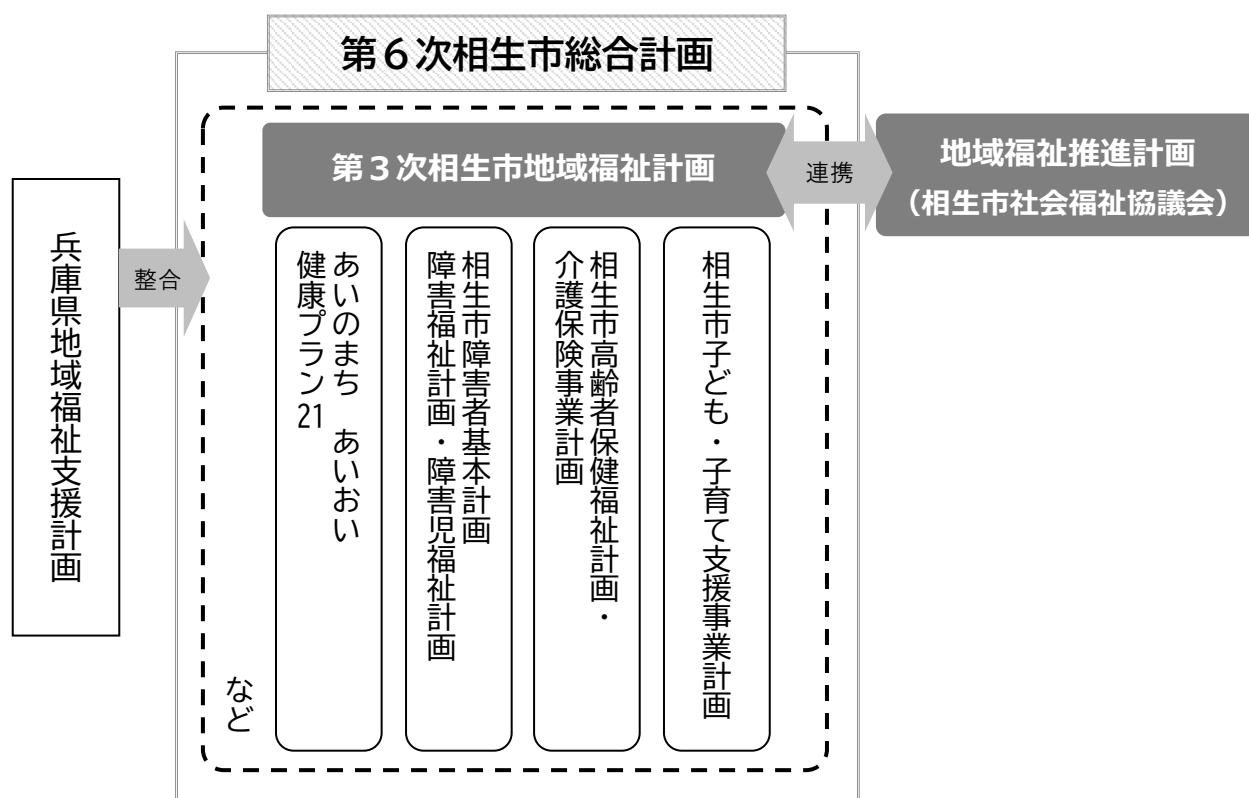
第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第6次相生市総合計画」の基本構想・基本計画に則したものとするとするほか、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの各分野計画との整合性を図っています。

また、地域福祉を推進する具体的な取り組みについては、相生市社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」と連携しながら進めていきます。

■総合計画など各行政計画との関係図



5 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5か年計画とします。社会情勢の変化への対応や他の福祉関連計画との調整を踏まえ、毎年、事業の評価と見直しを行います。

| 平成30年度 | ・・・ | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 第2次計画 | | | 第3次相生市地域福祉計画 【本計画】 | | | | | 第4次計画 | |

6 計画策定体制

(1) 市民アンケート調査の実施

市民の地域福祉活動への意識や地域における課題を明らかにし、本計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

| | |
|-------|----------------------------|
| 調査対象者 | 市内在住の18歳以上の方(2,000人を無作為抽出) |
| 調査期間 | 令和4年9月15日(木)～9月30日(金) |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| 回収状況 | 985件(回収率:49.3%) |

(2) 関係団体調査の実施

令和4年9月に各地区の民生委員・児童委員を対象に、担当地域の課題や取り組みについてシートにご記入いただき、意見を共有する機会を設けました。

また、令和4年10月に関係機関・団体へのアンケート調査、令和5年1月に団体意見交換会を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定を周知し、計画内容について市民の意見を広く求めるため、令和5年2月8日から令和5年2月27日の期間にわたり、パブリックコメント(市民意見の募集)を実施しました。

(4) 策定委員会での検討

本計画の策定にあたっては、総合的な観点からの検討及び市民参加による計画づくりが必要であることから、学識経験者をはじめ関係団体などの代表、公募市民から構成される「相生市地域福祉計画策定委員会」を設置し、地域福祉における課題や今後の方向性を協議しました。

7 地域福祉の推進とSDGs

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）を定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたい、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

国においても、平成28年に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、今後の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」を策定し、令和元年には推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGsアクションプラン2020』を決定するなど、施策の充実が図られています。

本市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置づけています。とりわけ地域福祉の分野においては、行政だけではなく、市民、企業、多様な団体・機関のパートナーシップによって、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念は、地域共生社会の実現を目指すという基本的な考えにおいて共通するものとなっています。そこで本計画においても、SDGsの実現を計画の基本的な方向性を示すものとして位置づけ、計画全体を通して取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



注：17のゴールのうち、特に本計画と関わりの深いゴールのロゴを示しています。

第2章 地域福祉を取り巻く相生市の現状

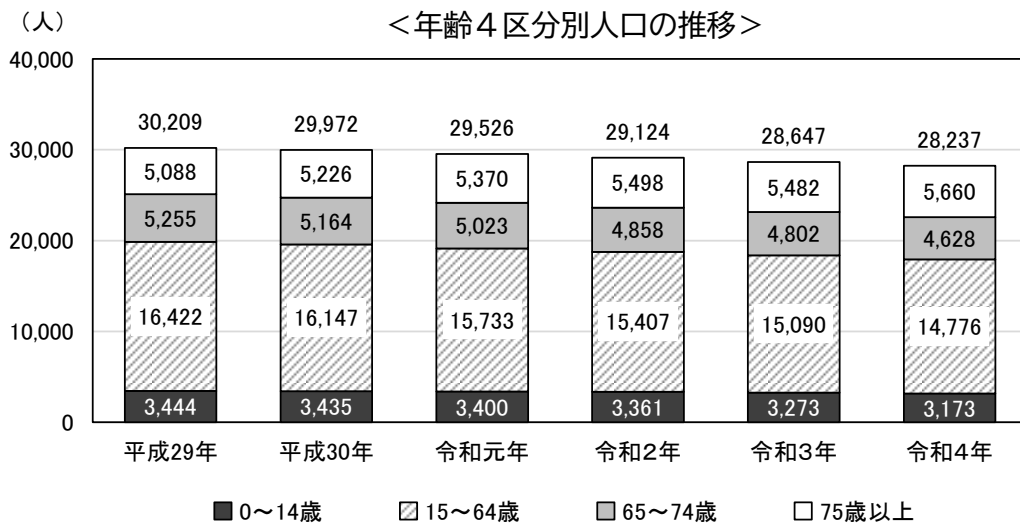
以下、結果数値は小数点以下第2位を四捨五入しており、内訳は100%にならないことがあります。

1 統計データからみる状況

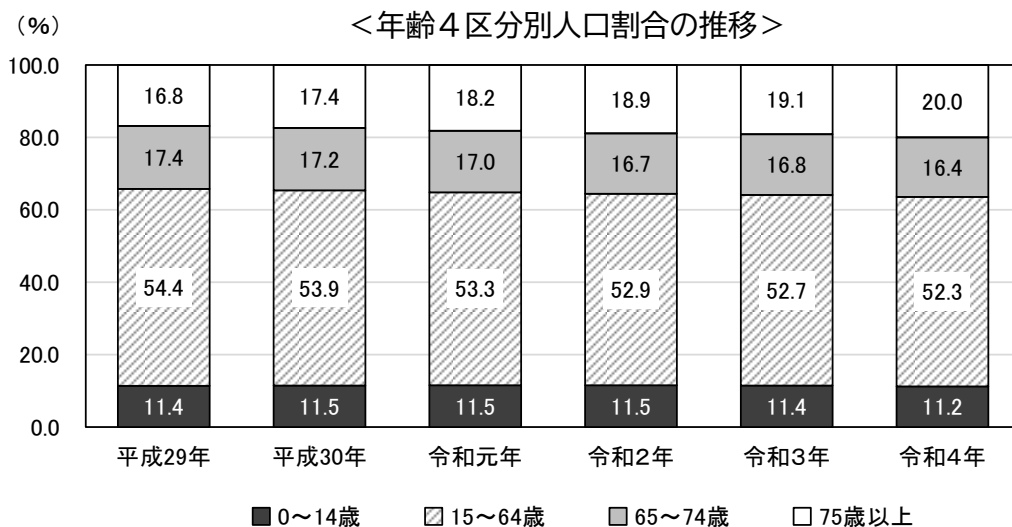
(1) 人口・世帯などの状況

① 総人口

総人口は、年々減少しており、令和4年には28,237人となっています。年齢4区分別にみると、75歳以上人口が増加傾向で推移している一方、それ以外の区分では減少が続いています。



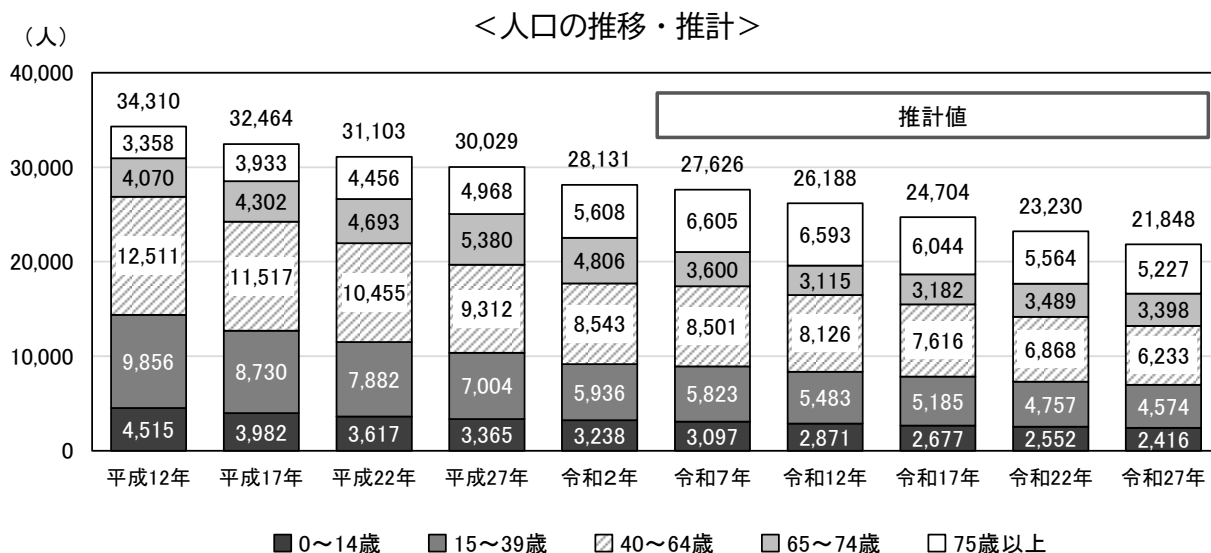
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 人口推計

総人口は、令和7年以降も減少を続け、令和27年には21,848人になる見込みとなっています。年齢5区分別にみると、令和7年以降65～74歳を除くすべての区分において、減少が続くことが予測されています。

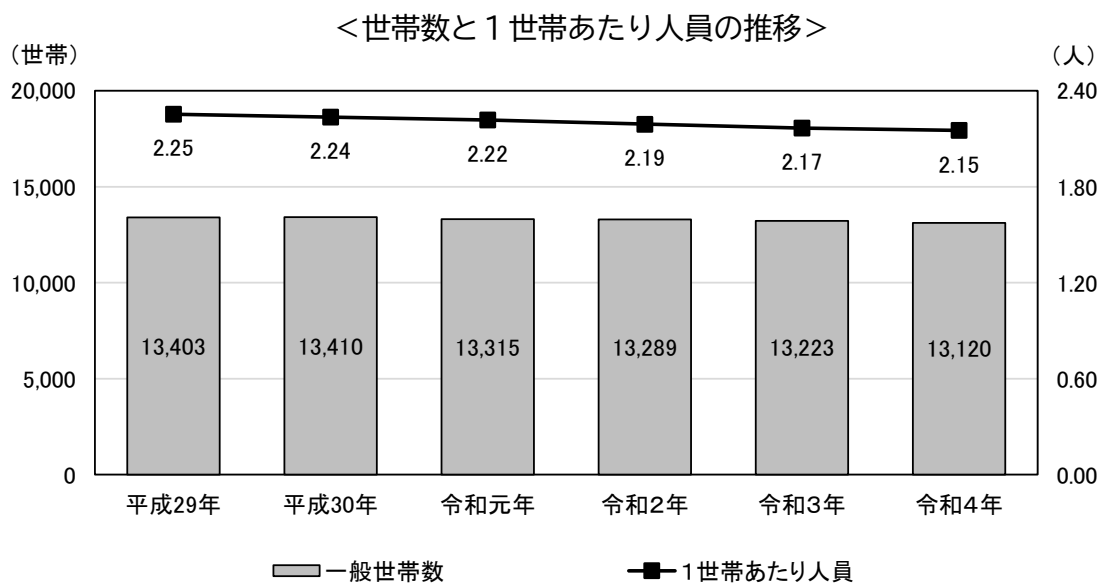


資料：国勢調査（平成12年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～）

※年齢不詳除く

③ 世帯数

一般世帯数は、平成30年以降減少しており、令和4年には13,120世帯となっています。1世帯あたり人員は、年々減少しており、令和4年には2.15人となっています。

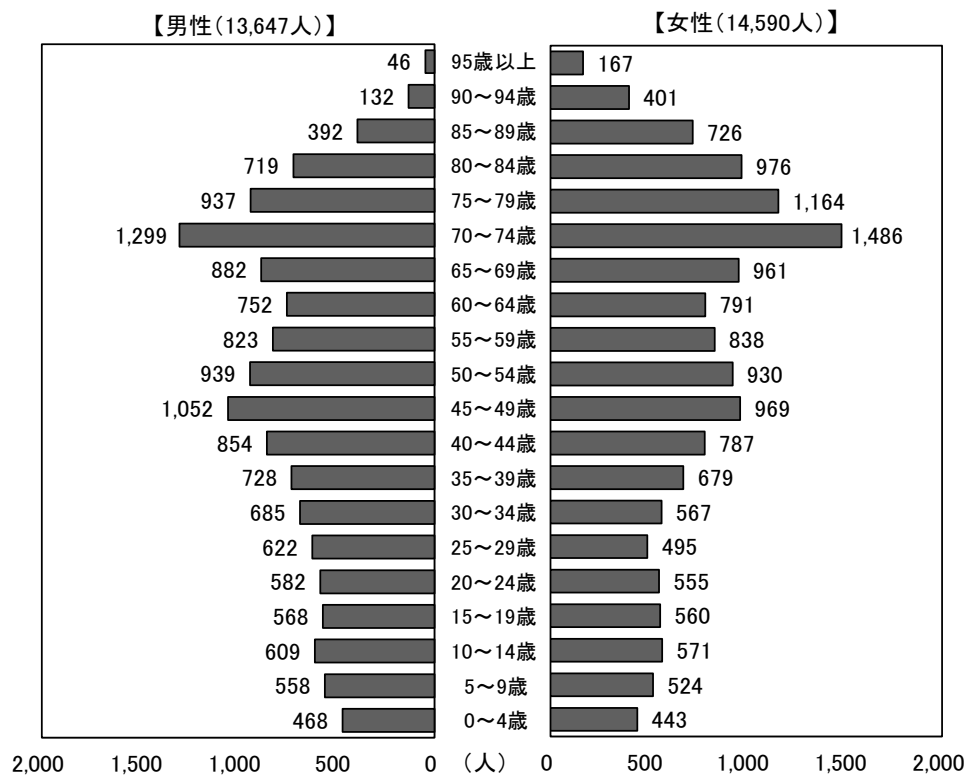


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

④ 人口構造

令和4年3月末における人口構造をみると、男女ともに70～74歳の人口が最も多く、次いで男性では45～49歳、女性では75～79歳となっています。

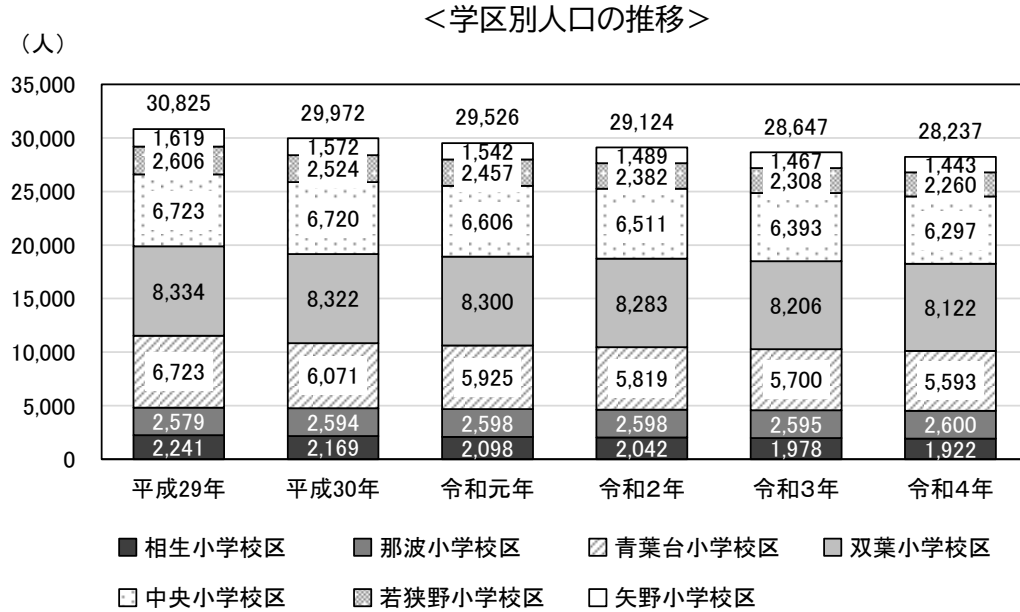
<性別・年齢5歳階級別人口ピラミッド>



資料：住民基本台帳（令和4年3月末現在）

⑤ 学区別人口

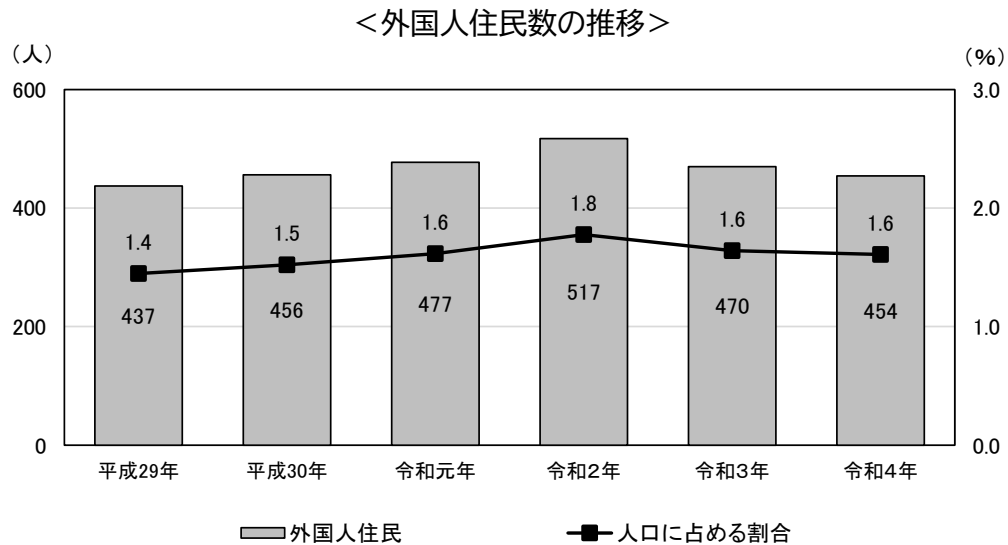
学区別人口についてみると、那波小学校区が微増している一方、それ以外の学区では減少が続いています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

⑥ 外国人住民

外国人住民数は、平成29年から令和2年にかけて増加していたものの、令和3年には減少に転じ、令和4年には454人となっています。



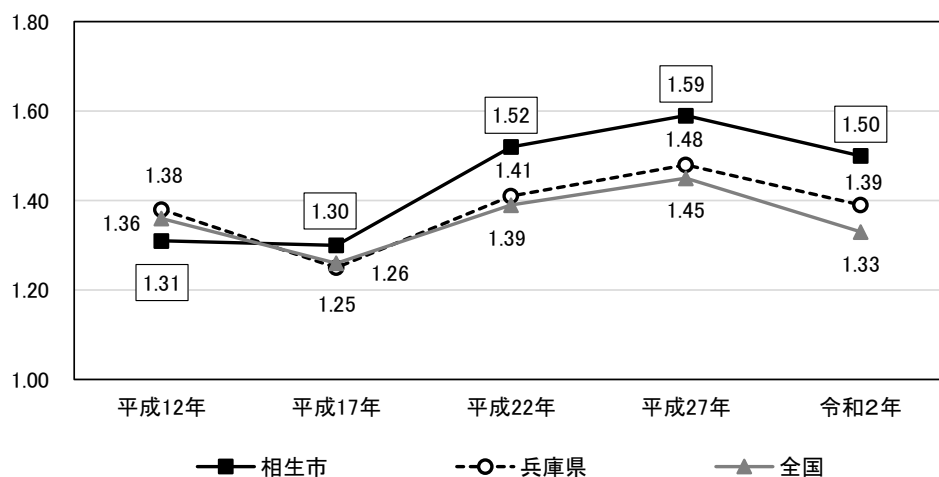
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 子どもの状況

① 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 17 年以降、国、兵庫県の値を上回って推移しており、令和 2 年には 1.50 となっています。

<合計特殊出生率の推移>

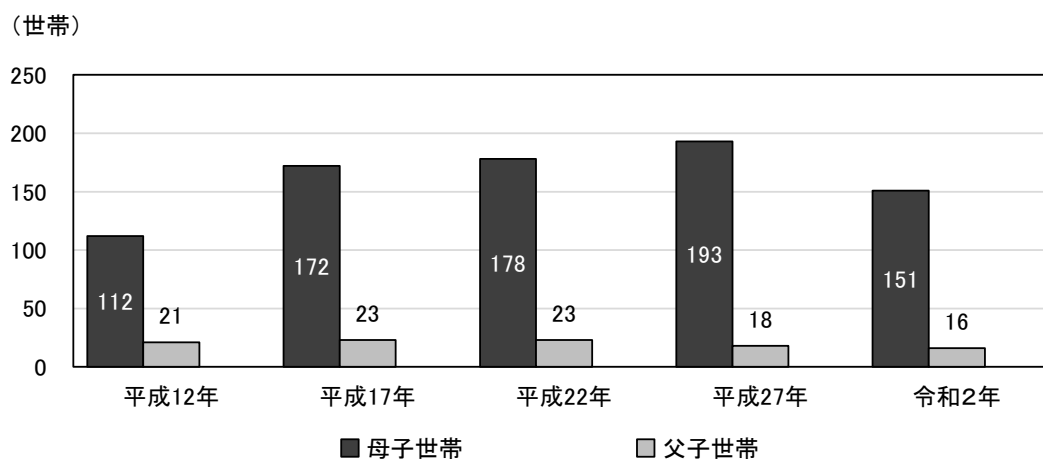


資料：人口動態統計

② ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯についてみると、母子世帯は、平成 27 年まで増加していましたが、令和 2 年に減少しています。父子世帯は、平成 22 年以降減少傾向となっています。

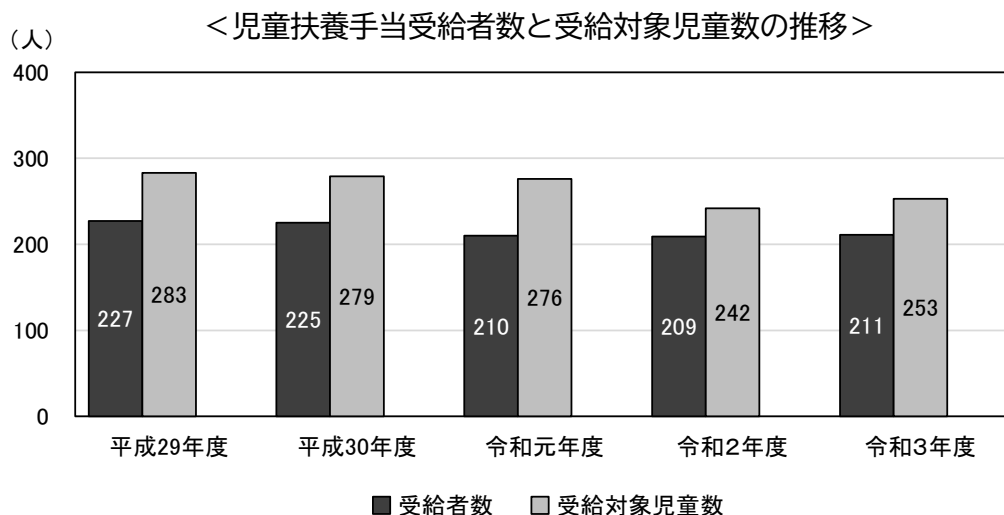
<母子・父子世帯の推移>



資料：国勢調査

③ 児童扶養手当受給の状況

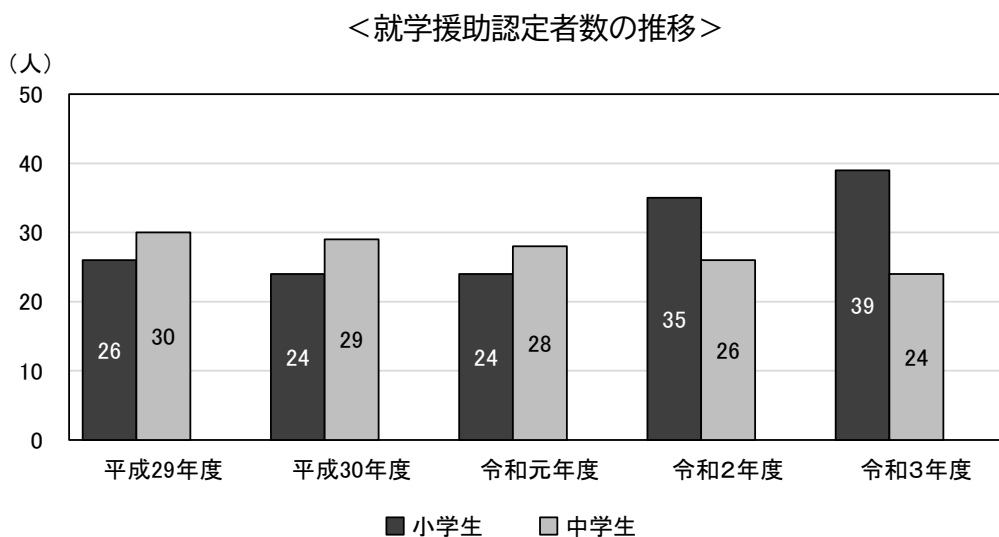
児童扶養手当受給者数、受給対象児童数は、ともに平成 29 年度から令和 2 年度にかけて減少していたものの、令和 3 年度には増加に転じ、それぞれ 211 人、253 人となっています。



資料：「情報事務センター報告」（各年度末現在）

④ 就学援助認定の状況

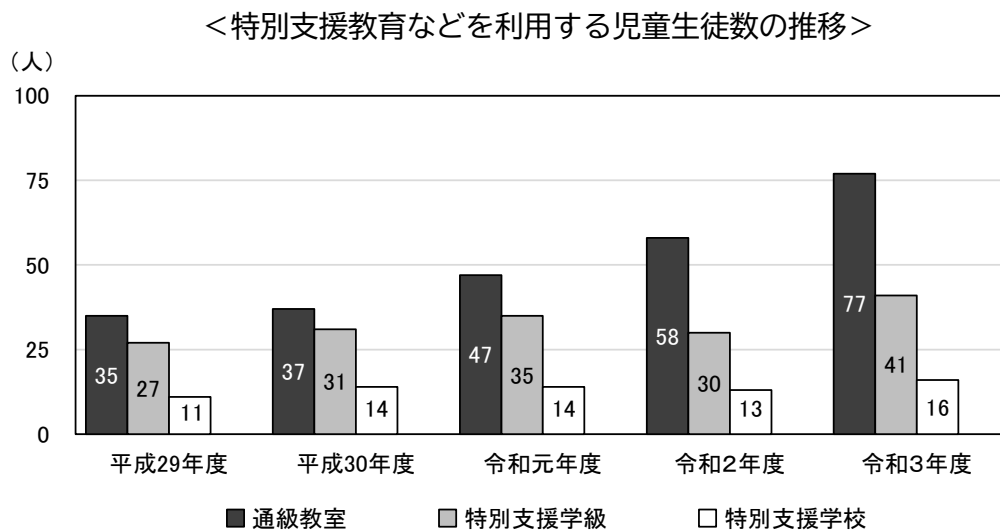
就学援助認定者数についてみると、小学生は近年増加しており、令和 3 年度には 39 人となっています。一方、中学生は年々減少しており、令和 3 年度には 24 人となっています。



資料：「就学援助実施状況調査」（各年度末現在）

⑤ 特別支援教育などの利用状況

通級教室に通う児童生徒数は、年々増加しており、令和3年度には77人となっています。特別支援学級、特別支援学校に通う児童生徒数は、ともに令和3年度に増加しており、それぞれ41人、16人となっています。

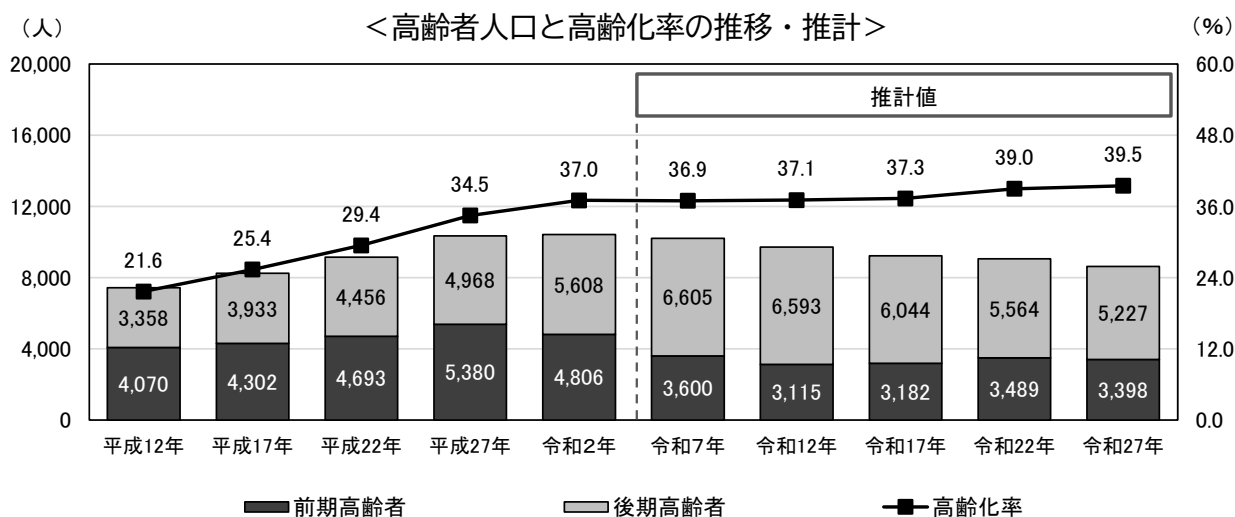


資料：担当課（各年度当初）

(3) 高齢者の状況

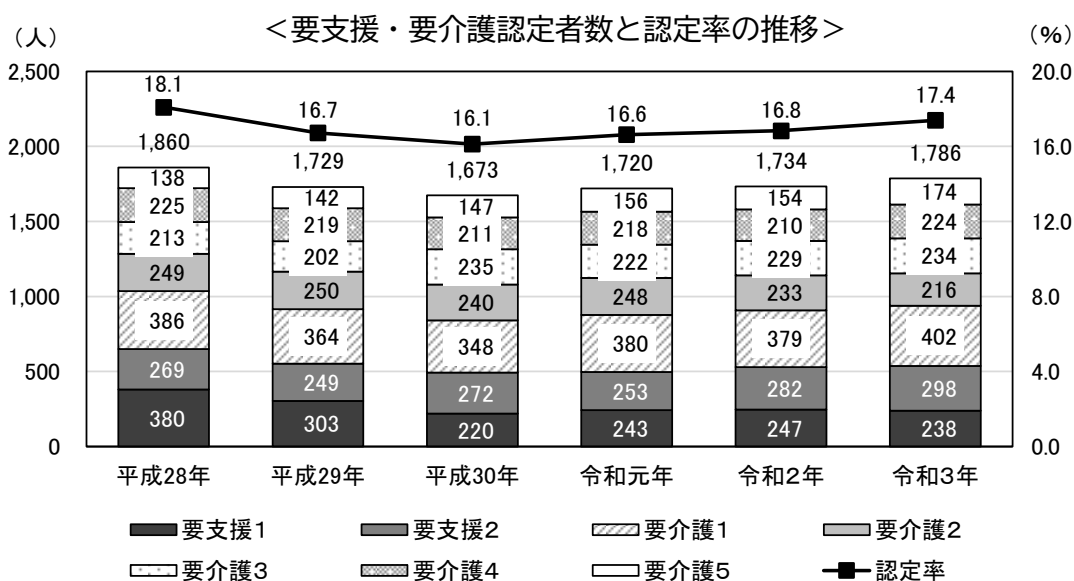
① 高齢者人口と高齢化率

高齢化率は、平成27年に30.0%を超え、令和2年には37.0%となっています。令和7年以降の推計においては、緩やかに上昇していくことが予測されており、令和27年には39.5%になる見込みとなっています。



② 要支援・要介護認定者数と認定率

要支援・要介護認定者数は、平成28年から平成30年にかけて減少していたものの、令和元年以降増加しています。令和3年の要支援・要介護認定者数は1,786人、認定率は17.4%となっています。

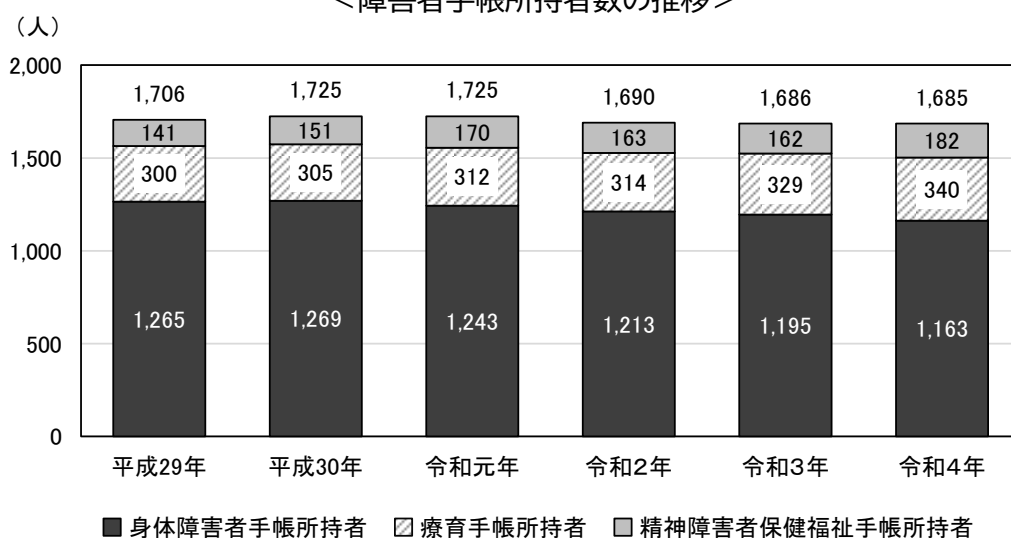


(4) 障害のある人の状況

障害者手帳所持者数は、令和元年以降減少しており、令和4年には1,685人となっています。

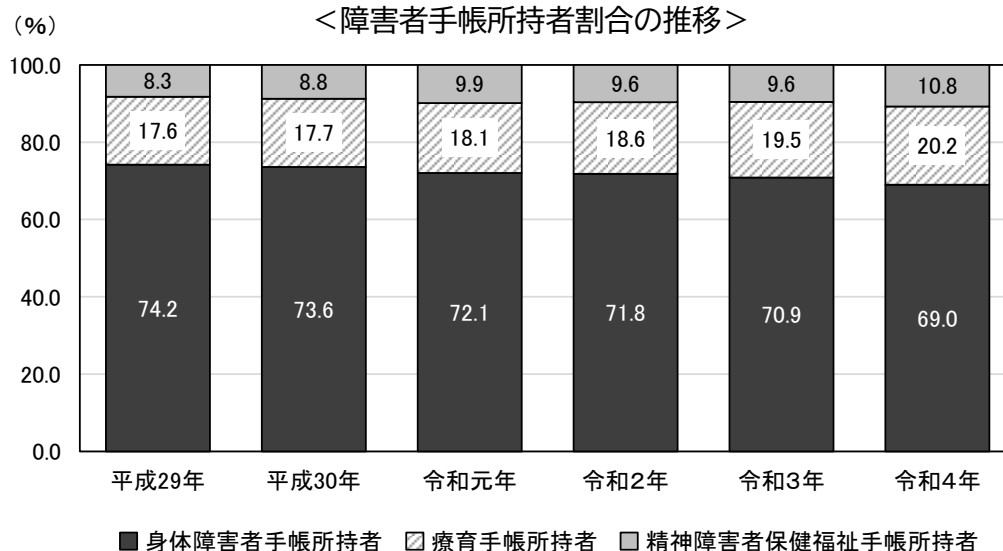
平成30年以降、身体障害者手帳所持者が減少傾向にある一方、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、手帳所持者数に占める療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合は、令和4年にはそれぞれ20.2%、10.8%となっています。

<障害者手帳所持者数の推移>



資料：担当課（各年3月末現在）

<障害者手帳所持者割合の推移>

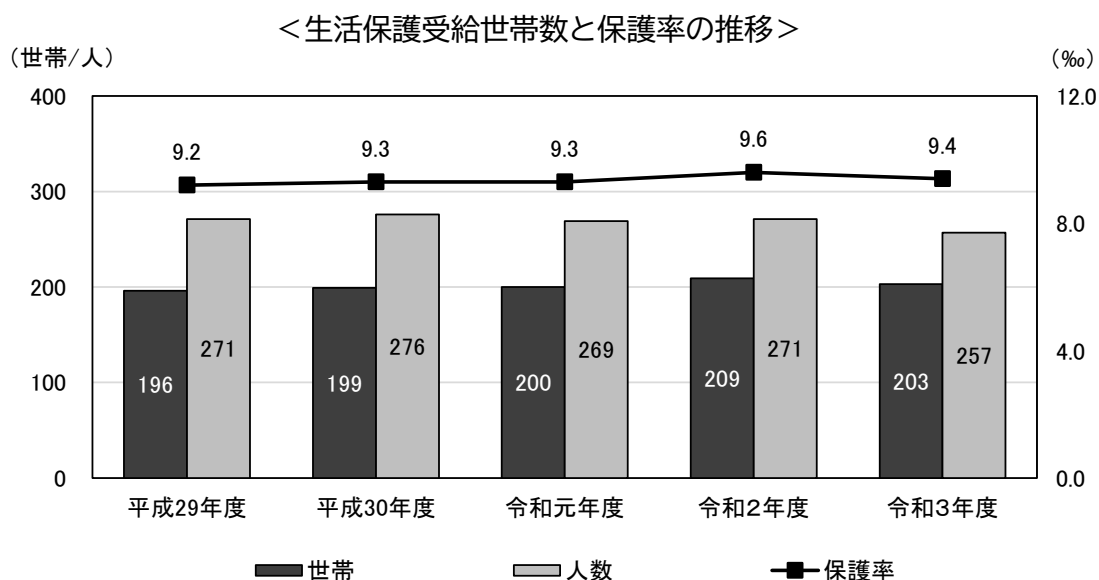


資料：担当課（各年3月末現在）

(5) 生活困窮に関する状況

① 生活保護の状況

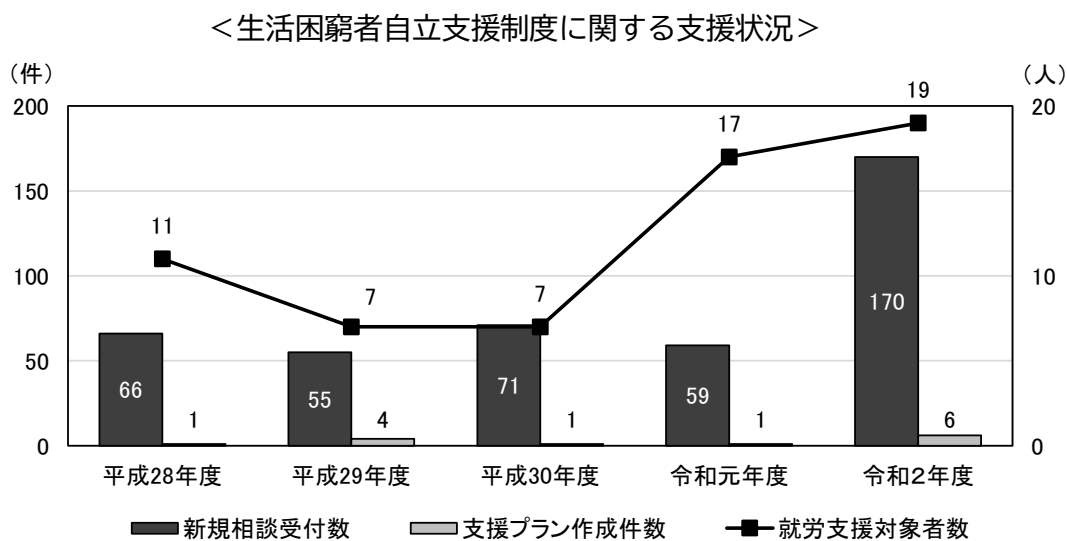
生活保護受給世帯数は、平成 29 年度から令和 2 年度にかけて増加していたものの、令和 3 年度には減少に転じ、203 世帯となっています。



資料：福祉行政報告例（各年度末現在）

② 生活困窮者自立支援制度に関する状況

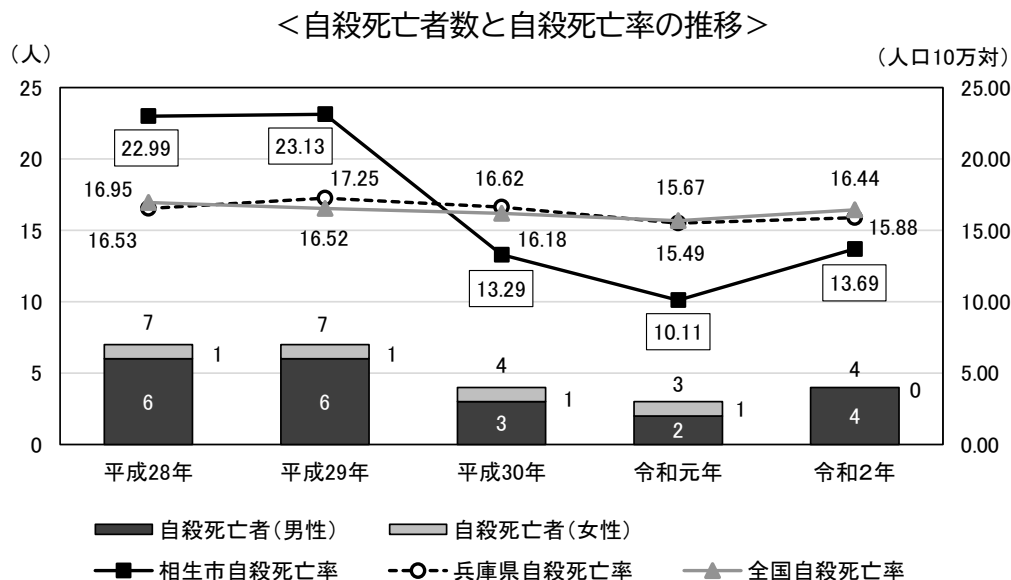
生活困窮者自立支援制度に関する新規相談受付数は、令和元年度まで増減しながら推移していましたが、令和 2 年度に大きく増加しています。就労支援対象者数は、平成 30 年度以降増加傾向となっています。



資料：担当課（各年度末現在）

(6) 自殺者の状況

自殺死亡者数は近年減少傾向にあり、自殺死亡率は平成30年以降、国、兵庫県の値を下回って推移しています。

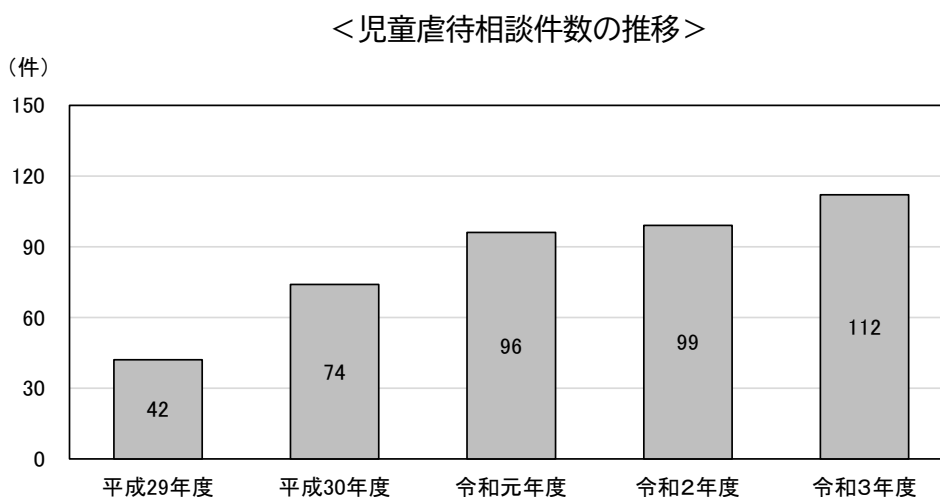


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

(7) 虐待の状況

① 児童虐待の状況

児童虐待相談件数は、年々増加しており、令和3年度には112件となっています。

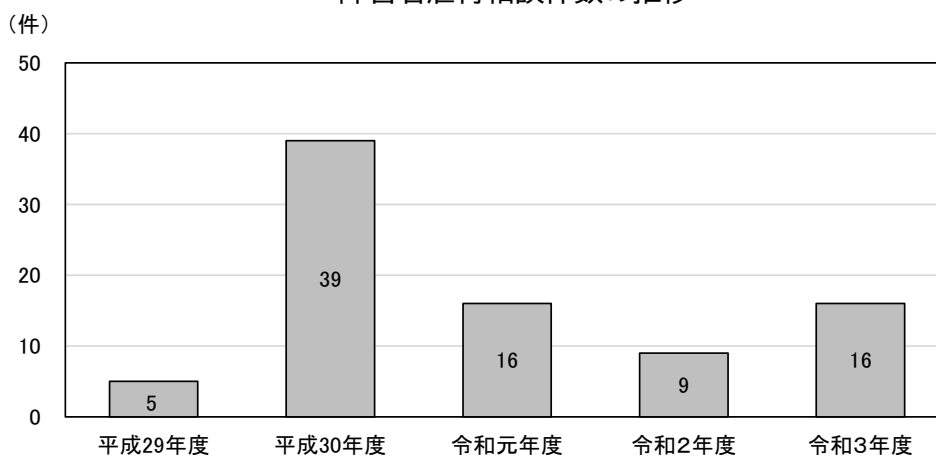


資料：担当課（各年度末現在）

② 障害者虐待の状況

障害者虐待相談件数は、平成30年度に大きく増加し、令和2年度にかけて減少しましたが、再び増加し、令和3年度には16件となっています。

<障害者虐待相談件数の推移>

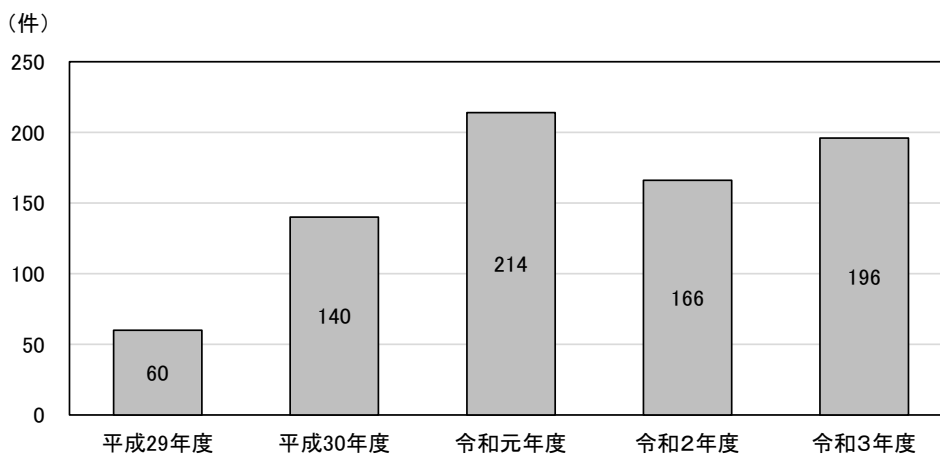


資料：市基幹相談支援センター（各年度末現在）

③ 高齢者虐待の状況

高齢者虐待相談件数は、令和2年度に減少に転じたものの、再び増加し、令和3年度には196件となっています。

<高齢者虐待相談件数の推移>



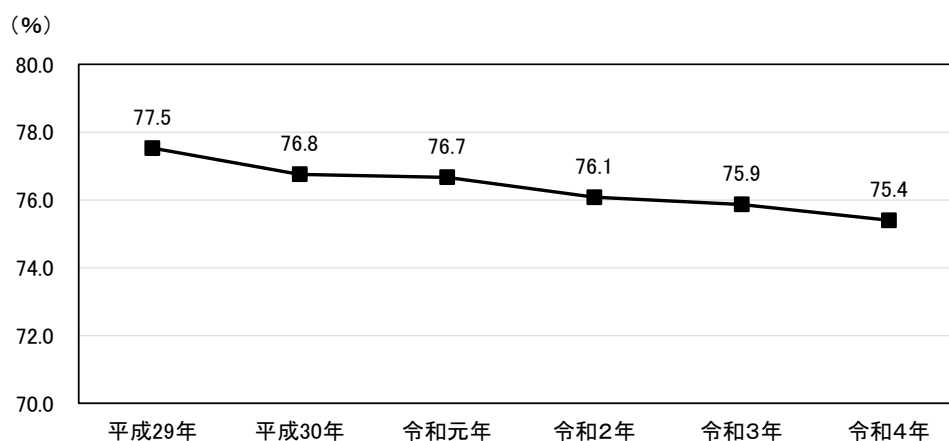
資料：市地域包括支援センター業務実績報告（各年度末現在）

(8) 自治会の状況

自治会加入率は、年々低下しており、令和4年には75.4%となっています。

学区別に平成29年と令和4年を比較すると、青葉台小学校区、中央小学校区では若干の上昇がみられるものの、それ以外の学区では低下しています。

<自治会加入率の推移>



資料：担当課（各年3月末現在）

<学区別自治会加入率の推移>

単位 (%)

| | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|---------|-------|-------|------|------|------|------|
| 相生小学校区 | 80.1 | 79.2 | 78.4 | 76.4 | 75.6 | 74.9 |
| 那波小学校区 | 78.4 | 77.7 | 77.3 | 77.1 | 77.0 | 77.1 |
| 青葉台小学校区 | 77.4 | 77.5 | 77.8 | 77.1 | 76.9 | 78.3 |
| 双葉小学校区 | 76.9 | 75.8 | 76.0 | 75.3 | 75.1 | 73.9 |
| 中央小学校区 | 76.9 | 78.5 | 78.3 | 78.2 | 78.5 | 77.4 |
| 若狭野小学校区 | 69.1 | 68.5 | 68.1 | 68.0 | 66.6 | 65.8 |
| 矢野小学校区 | 79.0 | 78.9 | 78.5 | 78.0 | 77.8 | 77.6 |

資料：担当課（各年4月1日現在）

(9) 民生委員・児童委員の状況

① 民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員数は、平成29年度以降、66人を維持しています。

<民生委員・児童委員数の推移>

単位（人）

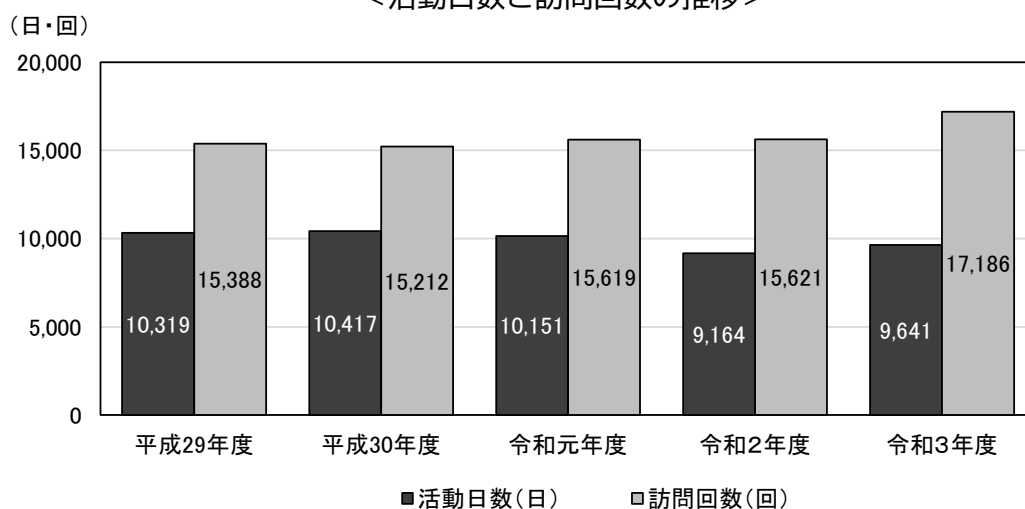
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 民生委員・児童委員数 | 66 | 66 | 66 | 66 | 66 |

資料：担当課（各年度末現在）

② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動日数は、平成30年度から令和2年度にかけて減少傾向で推移していたものの、令和3年度には増加に転じ、9,641日となっています。訪問回数は、増加傾向で推移しており、令和3年度には17,186回となっています。

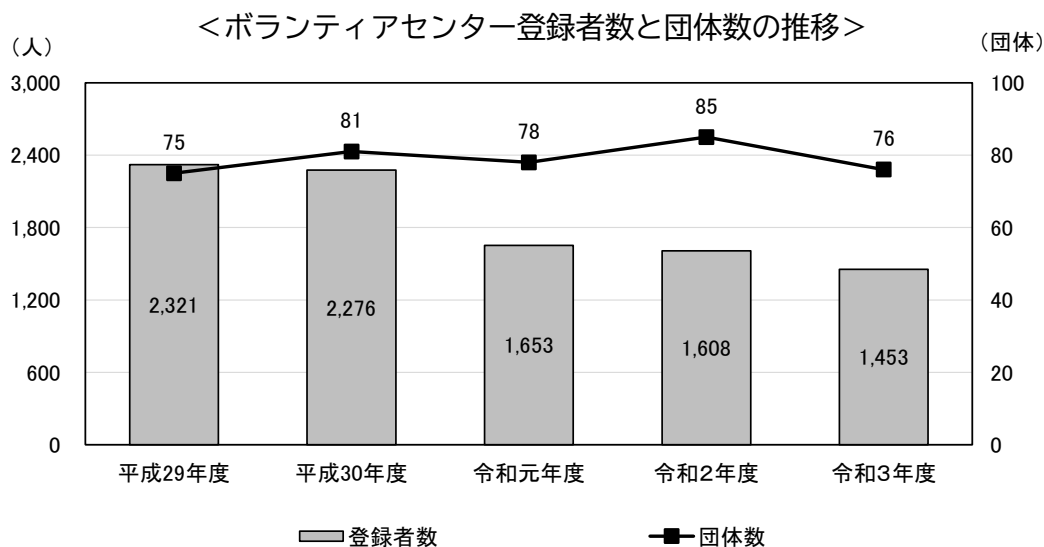
<活動日数と訪問回数の推移>



資料：担当課（各年度末現在）

(10) ボランティアの状況

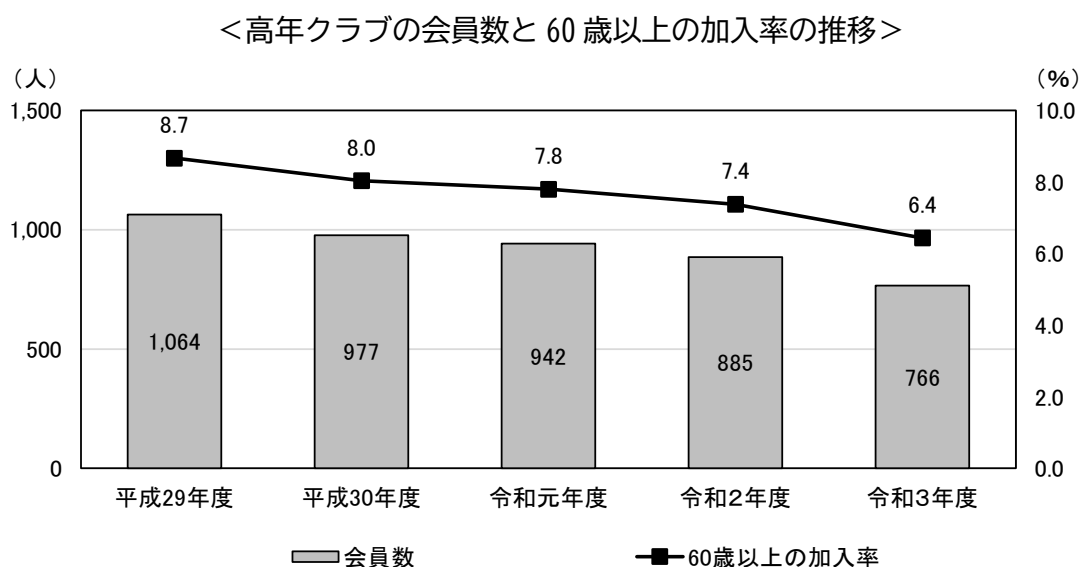
ボランティアセンター登録者数は、年々減少しており、令和3年度には1,453人となっています。団体数は増減を繰り返しており、令和3年度には76団体となっています。



資料：相生市社会福祉協議会（各年度末現在）

(11) 高年クラブの状況

高年クラブの会員数は、年々減少しており、令和3年度には766人となっています。60歳以上の加入率も年々低下しており、令和3年度には6.4%となっています。



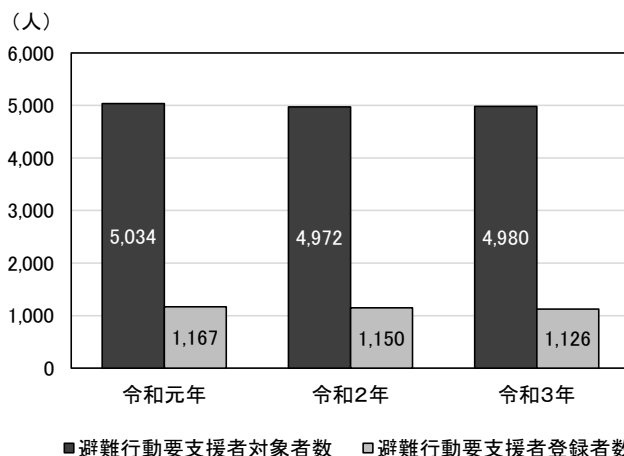
資料：担当課（各年度当初）

(12) 防災に関する状況

① 避難行動要支援者登録の状況

避難行動要支援者対象者数は、令和元年から令和2年にかけて減少したものの、令和3年には再び増加し、4,980人となっています。一方、避難行動要支援者登録者数は、年々減少しており、令和3年には1,126人となっています。

<避難行動要支援者対象者数と登録者数の推移>



資料：担当課（各年6月1日現在）

② 自主防災組織の状況

自主防災組織数は、平成30年度から令和元年度にかけて1団体増加し、令和3年度は54団体となっています。

<自主防災組織数の推移>

単位（団体）

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 自主防災組織数 | 53 | 53 | 54 | 54 | 54 |

資料：担当課（各年度当初）

(13) 成年後見制度利用の状況

市長申立て件数は、令和元年度に3件、令和2年度に1件、令和3年度に2件となっています。

<市長申立て件数の推移>

単位（件）

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 高齢者 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 |
| 知的障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 精神障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 |

資料：高齢者…「事務事業報告書」、知的障害・精神障害…担当課（各年度末現在）

2 市民アンケート調査結果からみる状況

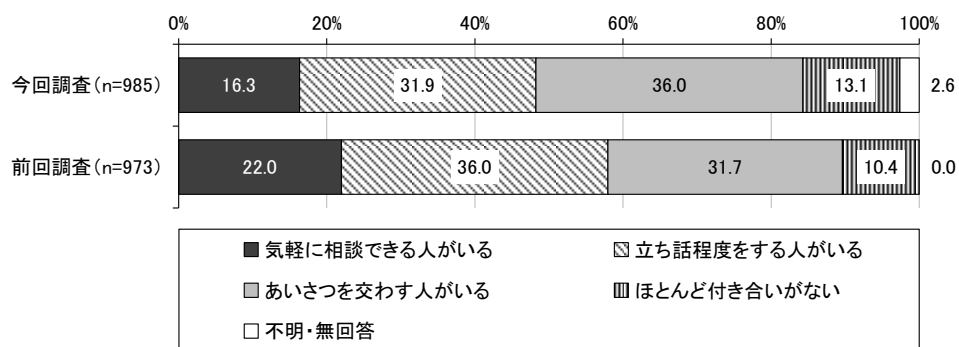
(1) 地域との関わりについて

◆あなたは普段、どの程度近所付き合いをしていますか。(1つだけ○)

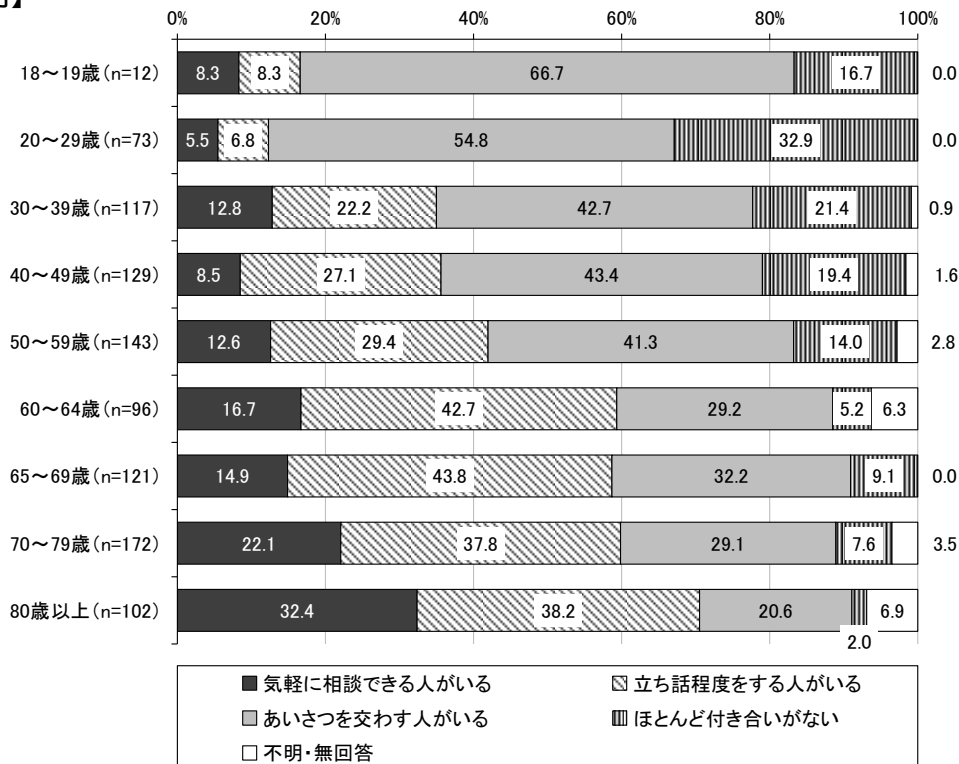
全体では「あいさつを交わす人がある」が36.0%と最も高く、次いで「立ち話程度をする人がある」が31.9%、「気軽に相談できる人がある」が16.3%となっています。

前回調査と比較すると、「気軽に相談できる人がある」が5.7ポイント減少しています。

年齢別にみると、[18～19歳]～[50～59歳]では「あいさつを交わす人がある」、[60～64歳]～[80歳以上]では「立ち話程度をする人がある」が最も高くなっています。「気軽に相談できる人がある」の割合は、概ね年齢が上がるほど高くなっています。

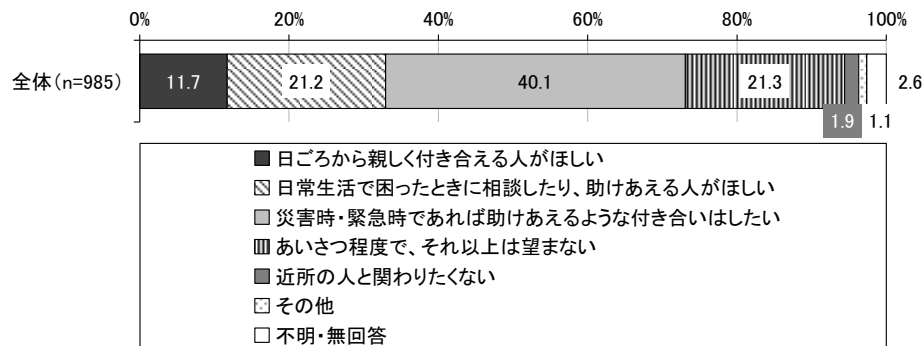


【年齢別】



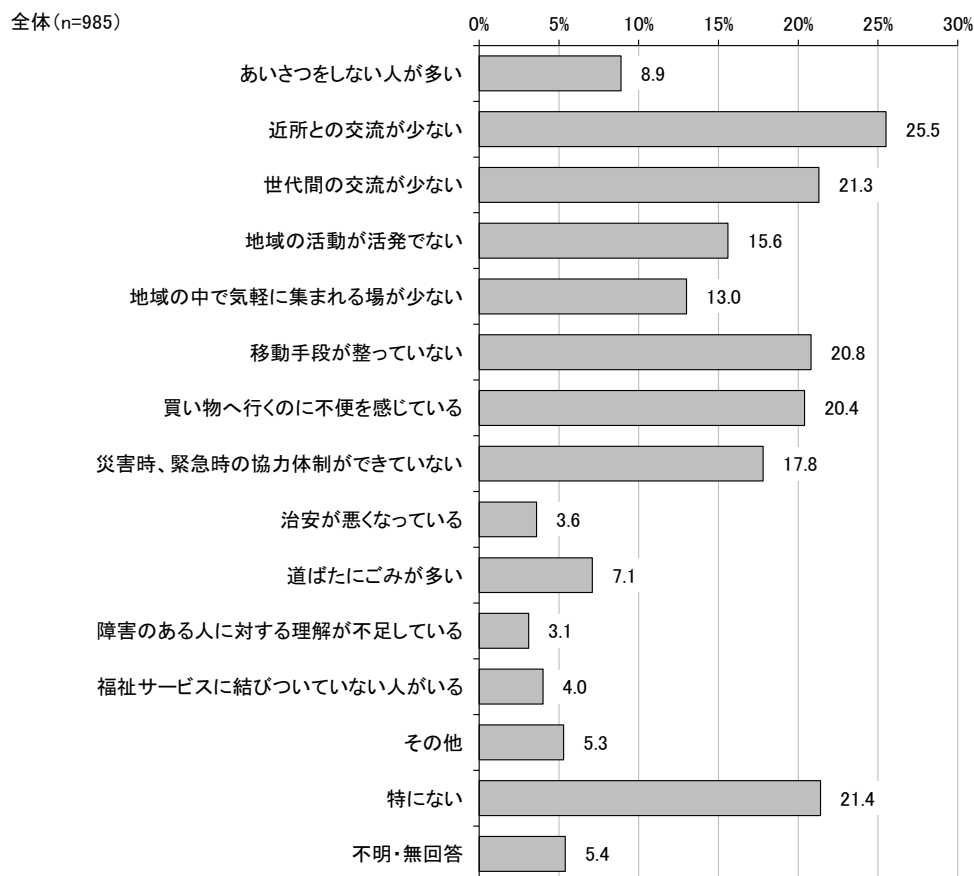
◆あなたは今後、どの程度近所付き合いをしていきたいですか。(1つだけ○)

全体では「災害時・緊急時であれば助けあえるような付き合いはしたい」が40.1%と最も高く、次いで「あいさつ程度で、それ以上は望まない」が21.3%、「日常生活で困ったときに相談したり、助けあえる人がほしい」が21.2%となっています。



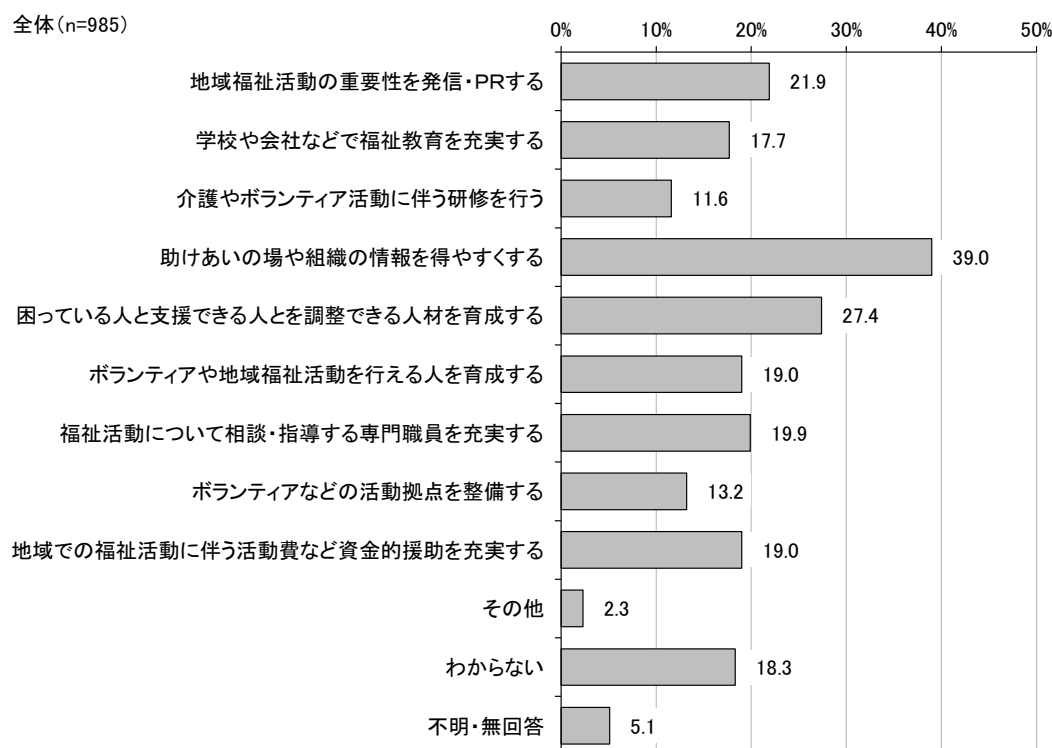
◆現在、あなたの住んでいる地域の中で課題に感じることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

全体では「近所との交流が少ない」が25.5%と最も高く、次いで「特にない」が21.4%、「世代間の交流が少ない」が21.3%となっています。



◆地域における助けあい、支えあい活動を活発にするためには、どのようなことが大切だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

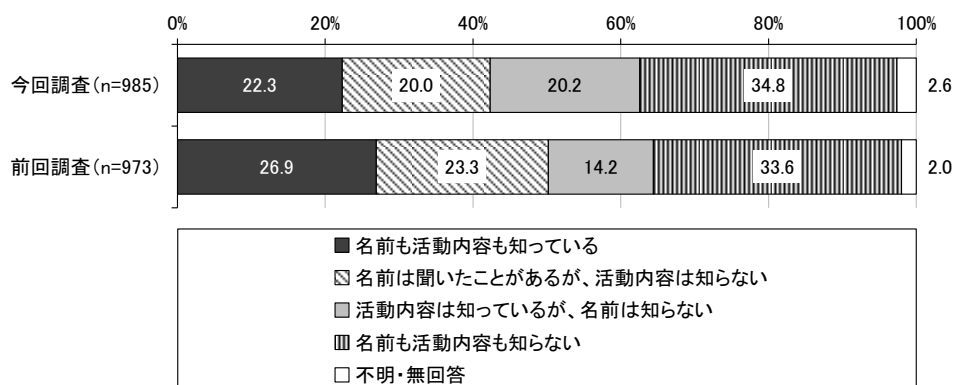
全体では「助けあいの場や組織の情報を得やすくする」が39.0%と最も高く、次いで「困っている人と支援できる人とを調整できる人材を育成する」が27.4%、「地域福祉活動の重要性を発信・PRする」が21.9%となっています。



◆あなたは、あなたが住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員を知っていますか。(1つだけ○)

全体では「名前も活動内容も知らない」が34.8%と最も高く、次いで「名前も活動内容も知っている」が22.3%、「活動内容は知っているが、名前は知らない」が20.2%となっています。

前回調査と比較すると、「活動内容は知っているが、名前は知らない」が6.0ポイント増加しています。

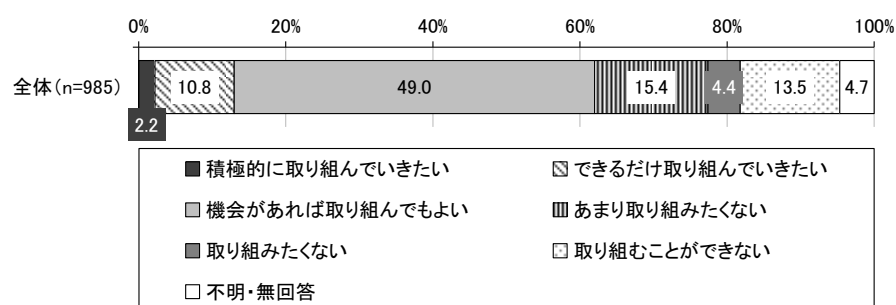


(2) 地域活動やボランティア活動について

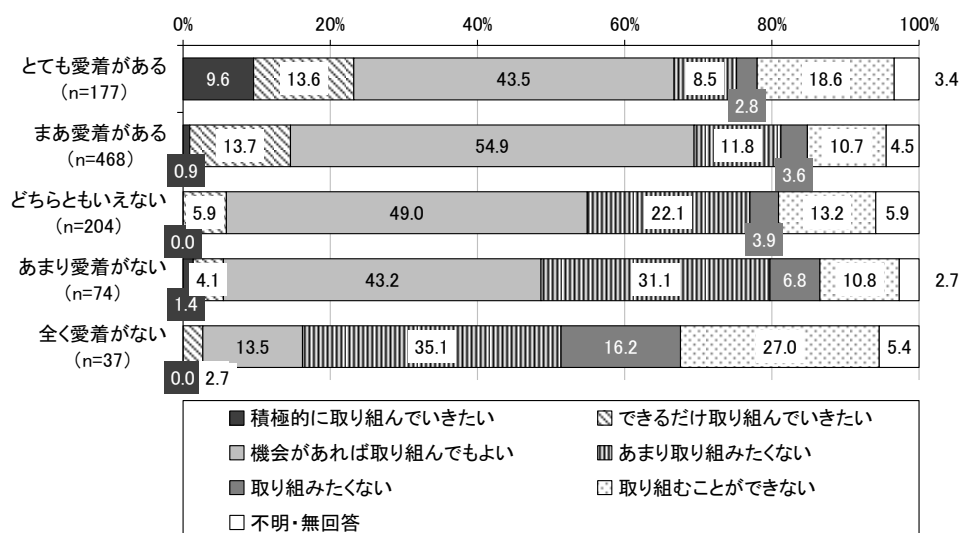
◆今後、あなたは地域活動やボランティア活動にどの程度取り組んでいきたいと考えますか。(1つだけ○)

全体では「機会があれば取り組んでもよい」が49.0%と最も高く、次いで「あまり取り組みたくない」が15.4%、「取り組むことができない」が13.5%となっています。

地域への愛着度別にみると、[全く愛着がない]では「あまり取り組みたくない」、他の区分では「機会があれば取り組んでもよい」が最も高くなっています。また、取り組み意向は、地域への愛着がないほど低くなっています。

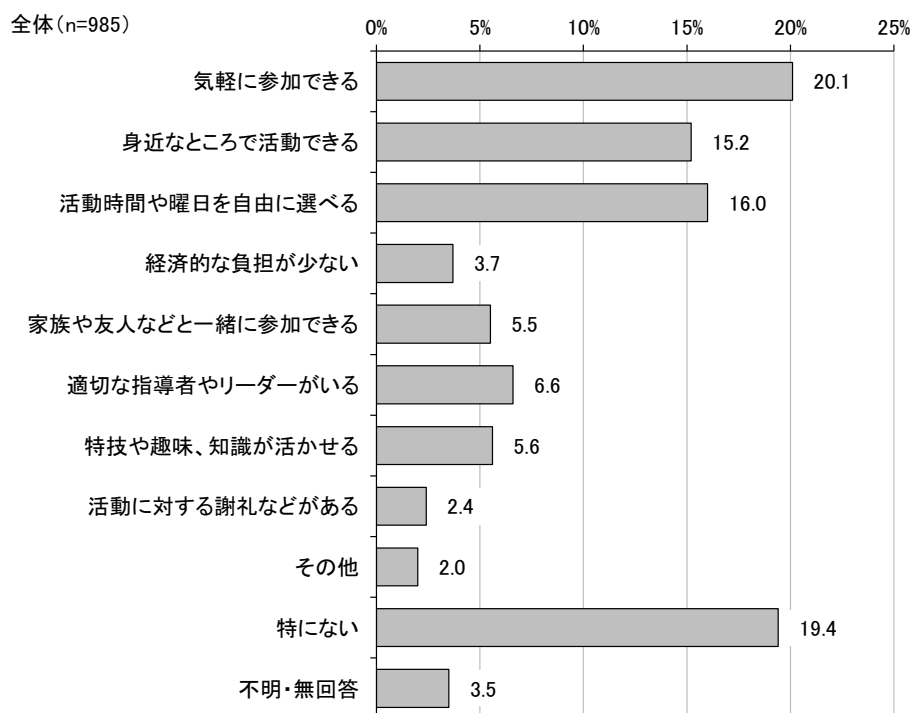


【地域への愛着度別】



◆どのような条件であれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと思いますか。
(1つだけ〇)

全体では「気軽に参加できる」が20.1%と最も高く、次いで「特にない」が19.4%、「活動時間や曜日を自由に選べる」が16.0%となっています。

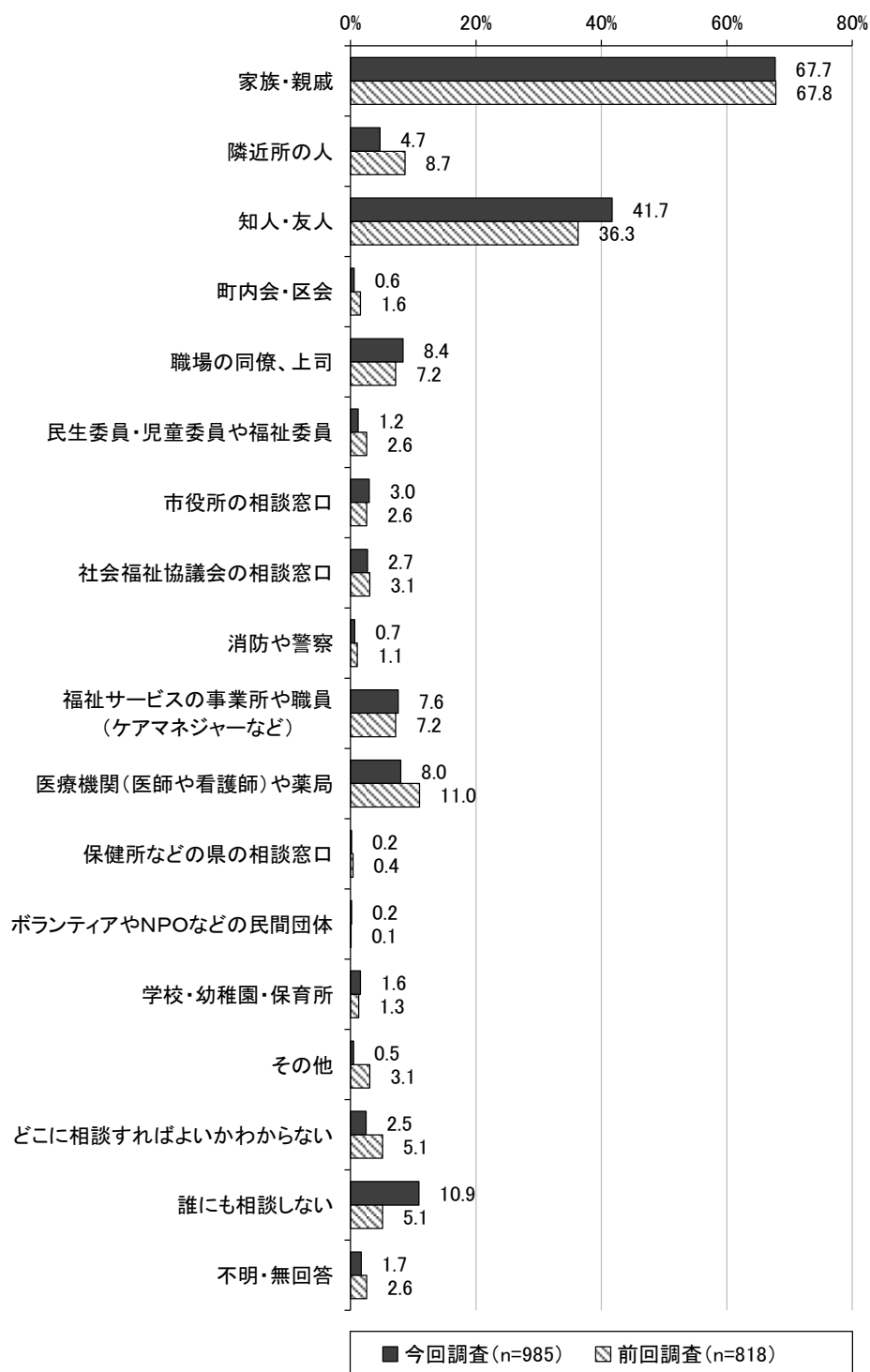


(3) 相談について

◆不安や悩みについて、誰に（どこに）相談していますか。（あてはまるものすべてに○）

全体では「家族・親戚」が67.7%と最も高く、次いで「知人・友人」が41.7%、「誰にも相談しない」が10.9%となっています。

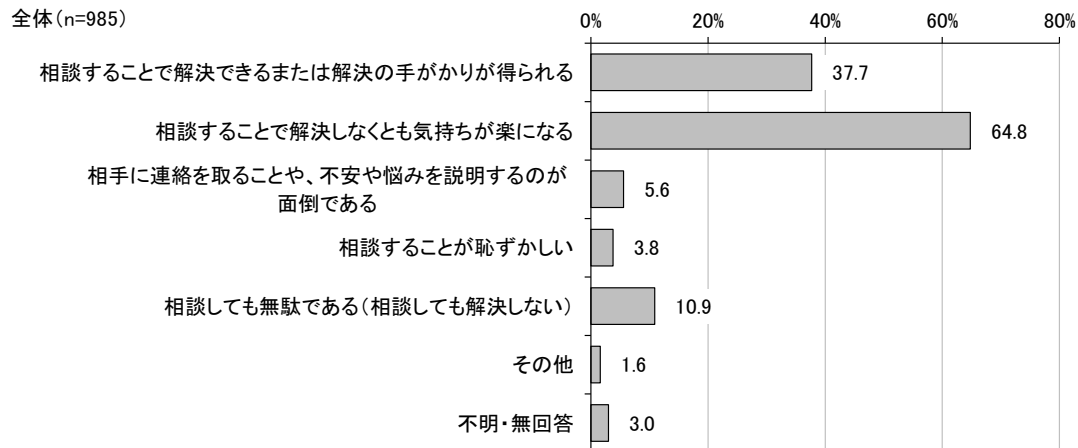
前回調査と比較すると、「誰にも相談しない」が5.8ポイント、「知人・友人」が5.4ポイントそれぞれ増加しています。



◆あなたは、不安や悩みを相談することについて、どのように感じますか。

(あてはまるものすべてに○)

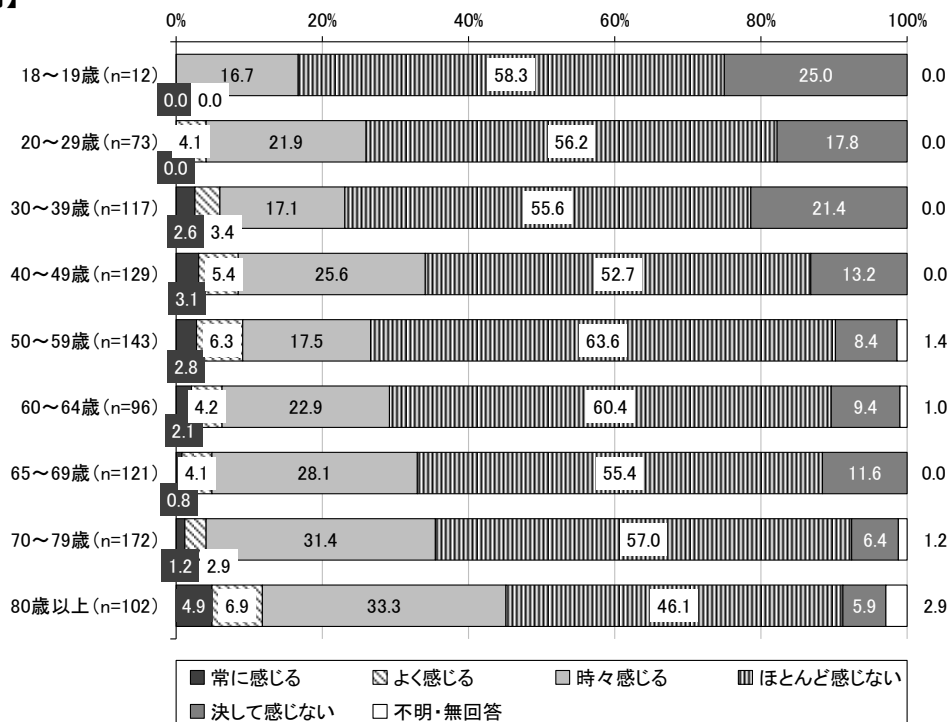
全体では「相談することで解決しなくとも気持ちが楽になる」が64.8%と最も高く、次いで「相談することで解決できるまたは解決の手がかりが得られる」が37.7%、「相談しても無駄である（相談しても解決しない）」が10.9%となっています。



◆あなたは、日常生活の中で孤独であると感じることがありますか。(1つだけ○)

年齢別にみると、すべての年齢で「ほとんど感じない」が最も高くなっています。『感じることがある(「常を感じる」と「よく感じる」と「時々感じる」の合計)』の割合は、概ね年齢が上がるほど高くなっています。

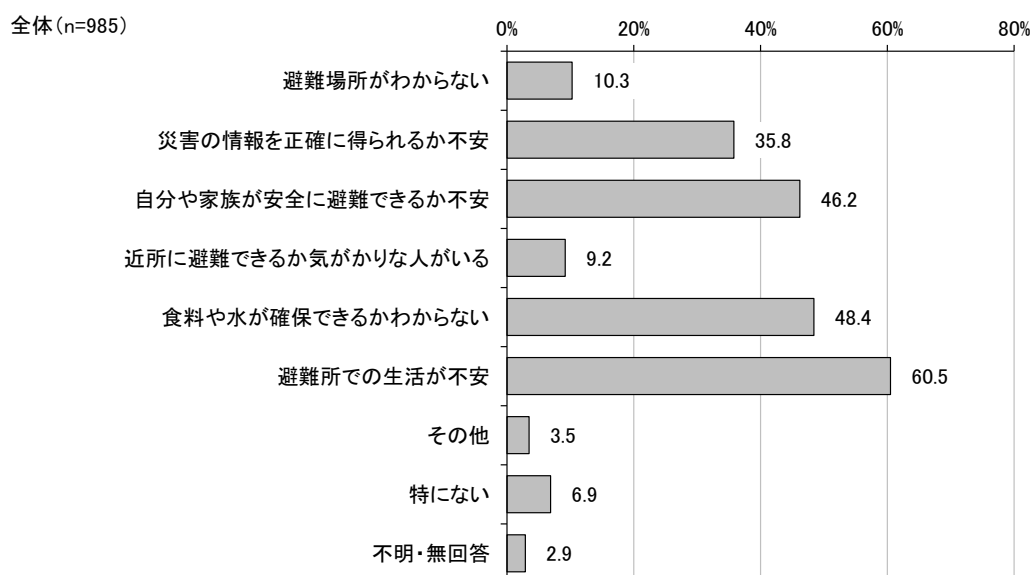
【年齢別】



(4) 災害時に関することについて

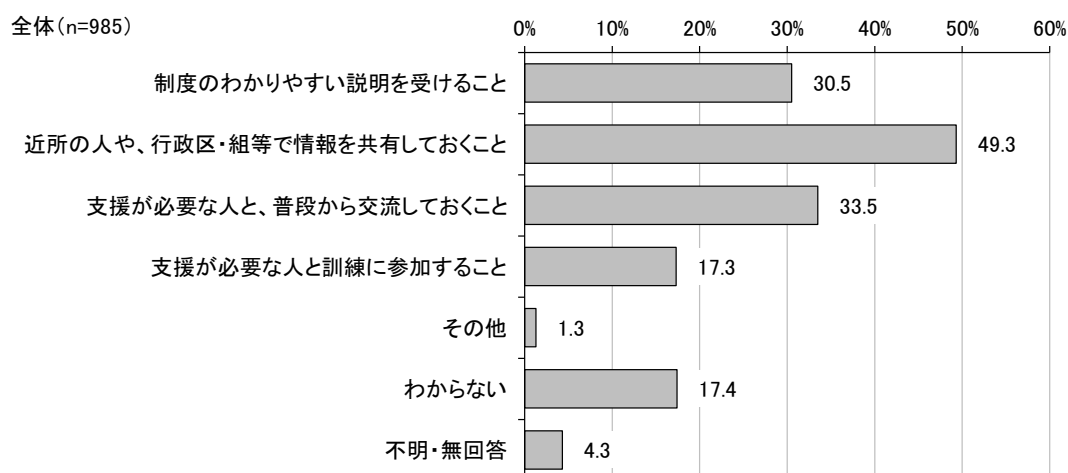
◆災害時にあなたが不安に感じることはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

全体では「避難所での生活が不安」が60.5%と最も高く、次いで「食料や水が確保できるかわからない」が48.4%、「自分や家族が安全に避難できるか不安」が46.2%となっています。



◆避難行動要支援者を手助けするにあたっては、どのような機会や取り組みがあれば手助けがしやすくなると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

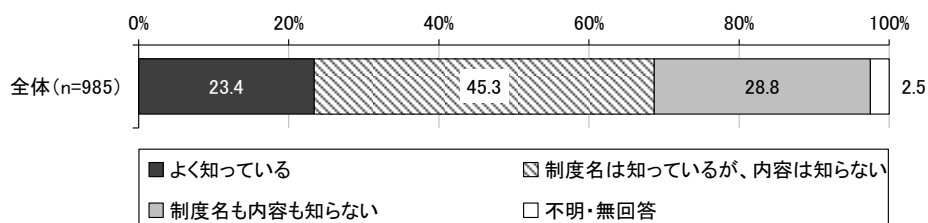
全体では「近所の人や、行政区・組等で情報を共有しておくこと」が49.3%と最も高く、次いで「支援が必要な人と、普段から交流しておくこと」が33.5%、「制度のわかりやすい説明を受けること」が30.5%となっています。



(5) 福祉のまちづくりについて

◆あなたは、成年後見制度についてご存知ですか。(1つだけ○)

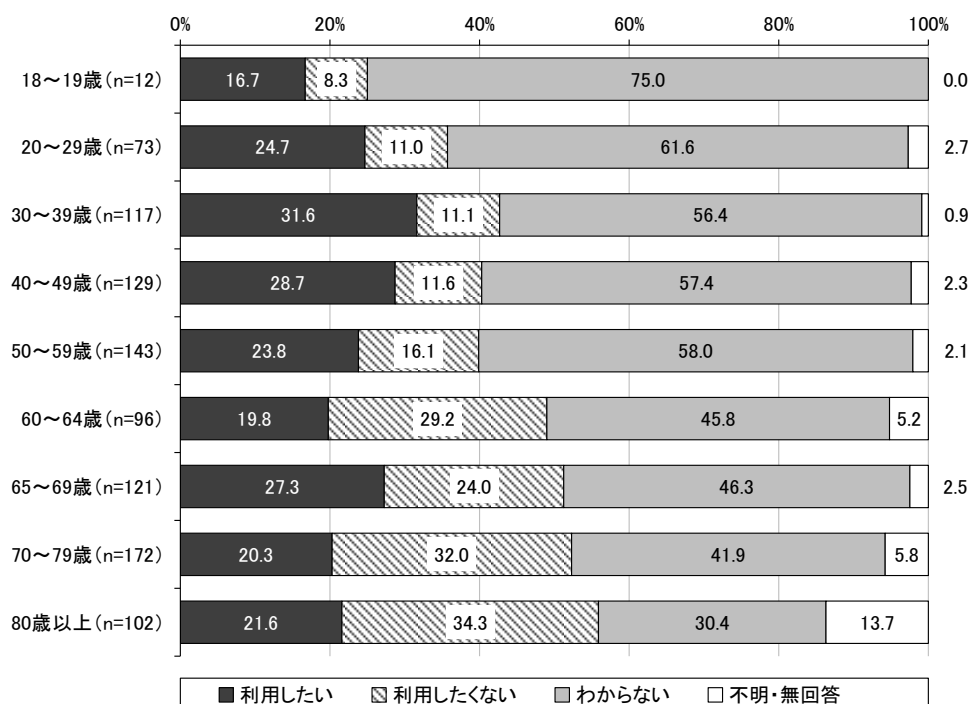
全体では「制度名は知っているが、内容は知らない」が45.3%と最も高く、次いで「制度名も内容も知らない」が28.8%、「よく知っている」が23.4%となっています。



◆将来的にあなた自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。(1つだけ○)

年齢別にみると、[80歳以上]では「利用したくない」、他の年齢では「わからない」が最も高くなっています。「利用したくない」の割合は、概ね年齢が上がるほど高くなっています。

【年齢別】

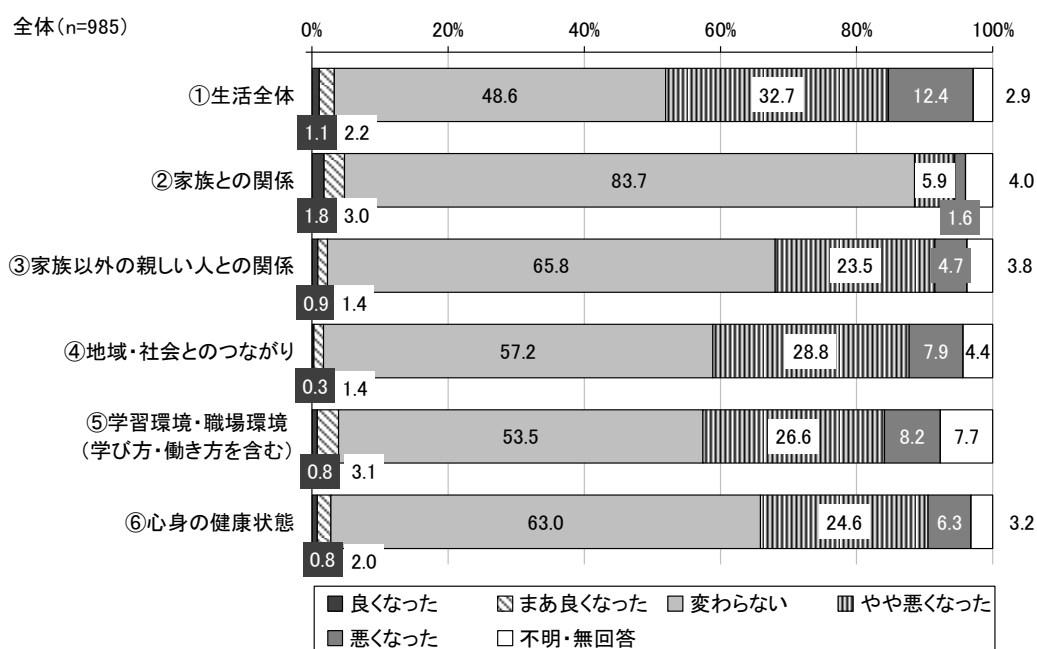


◆新型コロナウイルス感染拡大により、日常生活にどのような変化がありましたか。

(①～⑥について、それぞれ1つに○)

すべての項目で「変わらない」が最も高く、[②家族との関係]では 83.7%となっています。

『悪くなった(「悪くなった」と「やや悪くなった」の合計)』の割合は、[①生活全体]で 45.1%と最も高く、次いで[④地域・社会とのつながり]で 36.7%、[⑤学習環境・職場環境(学び方・働き方を含む)]で 34.8%となっています。



3 相生市の地域福祉をめぐる課題のまとめ

(1) 市民の意識醸成と担い手への支援

近年、ライフスタイルの多様化や価値観の変化により、自治会への参加を含めた地域活動への参加意識が希薄となっています。本市においても、アンケート調査から、若い世代だけでなく各世代において地域活動への参加意向は低くなっています。一方、地域への愛着が高い人は参加意向が高くなっていることから、市民の地域への愛着を高め、地域活動への参加のきっかけをつくっていくことが重要となっています。

民生委員・児童委員やボランティア団体などの活動は、積極的に行われており、活動への支援を通して、担い手の育成や継続のための体制づくりに取り組むことが必要です。

統計データより

- ・自治会加入率は、年々低下しており、令和4年時点で75.4%となっている。
- ・民生委員・児童委員の活動日数は、平成30年度から令和2年度にかけて減少していたが、令和3年度には増加している。
- ・ボランティアセンター登録者数は減少傾向、団体数はほぼ横ばいとなっている。
- ・高年クラブの会員数、60歳以上の加入率ともに減少傾向となっている。

市民アンケート調査より

- ・民生委員・児童委員の認知度は、前回調査よりも低くなっており、特に65歳以下では「名前も活動内容も知らない」への回答が3割以上となっている。
- ・地域活動やボランティア活動への取り組み意向は、「機会があれば取り組んでもよい」への回答が最も高く、積極的に取り組みたいと考える人の割合はどの年齢でも低くなっている。地域への愛着が高いほど積極的に取り組みたいと考える割合は高い。
- ・地域活動やボランティア活動への参加条件として、「気軽に参加できる」ことが最も高くなっている。

関係団体調査より

- ・コロナ禍により対面での活動や訪問ができなくなっていることが課題となっている。
- ・地域の役員などのなり手がいないことが課題となっている。
- ・活動に参加したい人は多いが、リーダーとなる人は少ない。

策定委員会意見より

- ・自治会と民生委員の連携が地域によって差があり、地域における組織のあり方の検討が必要。

(2) 地域におけるつながりの維持と強化

本市では、高齢者人口が増加しており、ひとり暮らし高齢者の見守りが課題となっています。また、アンケート調査では、近所付き合いにおいて、深い関わりは減少している一方で、災害時・緊急時には近所での助けあいが必要と感じている人は多くなっています。

今後も高齢者など支援を必要とする人の増加が予想される中、行政や民生委員・児童委員の取り組みだけでは、支援が難しくなっており、地域において互いに助けあい、支えあえる環境をつくっていくことが必要となっています。

地域における交流の場づくりや助けあいのしくみづくりを進め、地域において取り残される人を出さないことが重要です。

統計データより

- ・総人口は年々減少している一方、75歳以上の人口は増加している。
- ・人口構造をみると、男女ともに70～74歳が最も多くなっている。

市民アンケート調査より

- ・近所付き合いの程度は、「あいさつを交わす人がいる」が約3割と最も高く、前回調査と比べて「気軽に相談できる人がいる」の割合は減少している。
- ・今後の近所付き合いの意向は、「災害時・緊急時であれば助けあえるような付き合いはしたい」がすべての年代で最も高くなっている。
- ・お互いに助けあうべき地域の範囲は、「隣近所・班」への回答が約4割と最も高くなっている。
- ・地域の課題について、「近所との交流が少ない」「世代間の交流が少ない」への回答が高くなっている。
- ・地域における助けあい、支えあい活動を活発にするためには、「助けあいの場や組織の情報を得やすくする」ことが大切と回答した人が最も高くなっている。

関係団体調査より

- ・ひとり暮らし高齢者の増加により、一人ひとりの見守りや情報の共有が課題となっている。
- ・地域の行事などの情報が見つげにくいいため、自治会に入っていない人や若い人は参加しづらく、SNSなどによる地域情報の発信が必要。
- ・地域の助けあいを促進するには、小さい地域で顔を合わせる場やしかけをつくり、そこからつながっていくことが必要。

策定委員会意見より

- ・元気な高齢者を増やし、力を市に還元してもらえようようにすることが大切。
- ・物理的なエリアでの活動や交流だけでなく、インターネットを通じたグループでの集まりを含めたエリアの設定も必要。

(3) 多様化する生活課題への対応

近年、少子高齢化や世帯構造の変化により、ダブルケアや 8050 問題、ひきこもりや子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、地域の生活課題や相談内容は多様化・複雑化しています。支援を必要とする人や犯罪をした人などを地域全体で支えていくためには、地域のニーズを把握し、市民の理解促進に努めていくことが必要となります。

アンケート調査では、相談しない人の増加や相談することを控える傾向にある人が一定数いることがうかがえます。相談先や相談方法がわからないことが引き続きの課題となっており、支援を必要とする人が相談や支援につながれるよう、相談体制の充実と、相談窓口の周知・啓発に努めることが重要です。

統計データより

- ・生活保護受給世帯数は微増傾向、生活困窮者自立支援制度の新規相談受付数はコロナ禍の影響で令和2年度に大きく増加している。
- ・児童虐待相談件数は、年々増加している。

市民アンケート調査より

- ・不安や悩みを相談する相手は、家族や友人などが高くなっており、市役所や社会福祉協議会の相談窓口は低くなっている。また、「誰にも相談しない」人が増加している。
- ・相談することについて、「相談しても無駄である（相談しても解決しない）」と考える人が約1割となっている。
- ・犯罪をした人の立ち直りに協力したいかについて、「わからない」が約4割となっている。
- ・生活困窮者を地域で支えることについて、「必要だと思う」が約4割となっている。
- ・ひきこもりの方やその家族に対する支援として、「何でも相談できる窓口の充実」が最も高くなっている。
- ・コロナ禍で生活全体が『悪くなった（「悪くなった」と「やや悪くなった」の合計）』と回答した人は約4割と高くなっている。

関係団体調査より

- ・支援を必要とする人の実態が把握しづらいことや支援の情報が伝わっていないことが課題となっている。
- ・相談を受けるところはどこでもよく、その後上手く連携してつないでいくことが必要。
- ・相談者は複合的に課題を抱えていることが多い。

策定委員会意見より

- ・相談するところがわからないということが、引き続き課題となっている。
- ・デジタル社会が進む中、高齢者などパソコンなどが苦手な方を取り残さないようにする必要がある。

(4) 一人ひとりの安心と権利を守る体制づくり

全国的に地震や局地的な大雨などの災害が発生している中、市民の災害への不安や防災への意識は高まっていると考えられます。アンケート調査では、災害時に不安に感じることで、避難所での生活が多くあげられています。また、避難行動要支援者を地域で支えるために、隣近所などで情報を共有しておくことが重要となっており、災害時の避難体制の整備や緊急時に地域で支えあえるような情報共有などのしくみづくりが必要です。

相生市における施策について、道路や建物のバリアフリー化や福祉施設の整備が重要となっており、また、高齢者などの移動手段がないことも課題となっています。すべての人が社会参加しやすく、安心して暮らすことができるための基盤づくりが必要です。

統計データより

- 避難行動要支援者対象者数は令和2年から令和3年にかけて増加しているが、登録者数は減少している。
- 成年後見制度の市長申立て件数は、令和元年度以降ほぼ横ばいとなっている。

市民アンケート調査より

- 災害時に不安に感じることについて、「避難所での生活が不安」が最も高くなっている。
- 避難行動要支援者を手助けしやすくするためには、「近所の人や、行政区・組等で情報を共有しておくこと」が最も高くなっている。
- 成年後見制度の利用意向は、70歳以上で「利用したくない」が約3割となっており、利用したくない理由は全体で、「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親戚に任せたい」が約6割と最も高くなっている。
- 相生市における施策の満足度と重要度について、「道路や建物のバリアフリー化や福祉施設の整備」で重要度が高くなっている一方、満足度は低くなっている。

関係団体調査より

- 免許返納した後など、高齢者などの移動手段がないことが課題となっている。
- 高齢者だけでなく、子育て世代でも買い物などの移動手段で困っている人は多いため、高齢者向けの移動支援や買い物支援を若い人にも宣伝してはどうか。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の総合計画では、「いのち輝き 絆ひろがる あいのまち」を将来像として、市民など様々な人が絆でつながり、本市の資源を豊かにして、それを未来の世代に引き継いでいく持続可能なまちづくりを進めています。

第2次計画では、地域での支えあいや助けあいを進めるため、担い手の育成や活動団体の育成に取り組むとともに、緊急時や支援を必要とする人の支援体制づくりを推進してきました。

第3次計画でも引き続き、市民をはじめ、地域、関係団体・機関、行政などが一体となって地域福祉活動を推進し、様々なつながりの中で誰もが安心して暮らし続けられることのできる、住みたい、住み続けたいと思えるような相生市を目指すため、基本理念を次のとおり掲げます。

助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち

2 基本目標

基本理念である「助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち」の実現を目指し、本計画を効果的に推進させるため4つの基本目標を掲げ、市民、地域、事業所などの関係機関及び行政が一体となり取り組んでいきます。

基本目標1 そだてよう！支えあいの意識と地域の担い手

地域福祉の推進にあたっては、担い手となる人材の確保・育成が必要です。ボランティアや地域活動が活発に行えるよう、市民が参加しやすい環境やきっかけづくりに取り組むとともに、活動団体への支援に努めます。

基本目標2 ひろげよう！互いに助けあえる地域の絆

地域の中で互いに見守り、助けあい、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めるため、地域の居場所や活躍の場の確保、見守り体制の強化に取り組めます。また、関係団体などにより、市民一人ひとりを取り巻くネットワークを構築し、支援を市全体に広げていきます。

基本目標3 つなげよう！多様な連携による支援のネットワーク

高齢者、子ども、障害のある人、外国人などに加え、様々な困難を抱える人が支援を受けることができ、地域で孤立することなく生活できる、誰一人取り残さない地域を目指すことが重要です。地域、関係団体などと連携し、包括的な支援体制を整備するとともに、サービスの充実や利用支援に取り組めます。

基本目標4 まもろう！安全な地域社会と一人ひとりの安心な暮らし

一人ひとりの安全・安心が守られ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日頃から災害時などへ備えるとともに、権利擁護の推進に取り組めます。また、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進、移動手段の確保などにより、高齢となったり障害があっても暮らしやすいまちづくりを進めます。

3 地域福祉におけるエリア（圏域）のイメージ

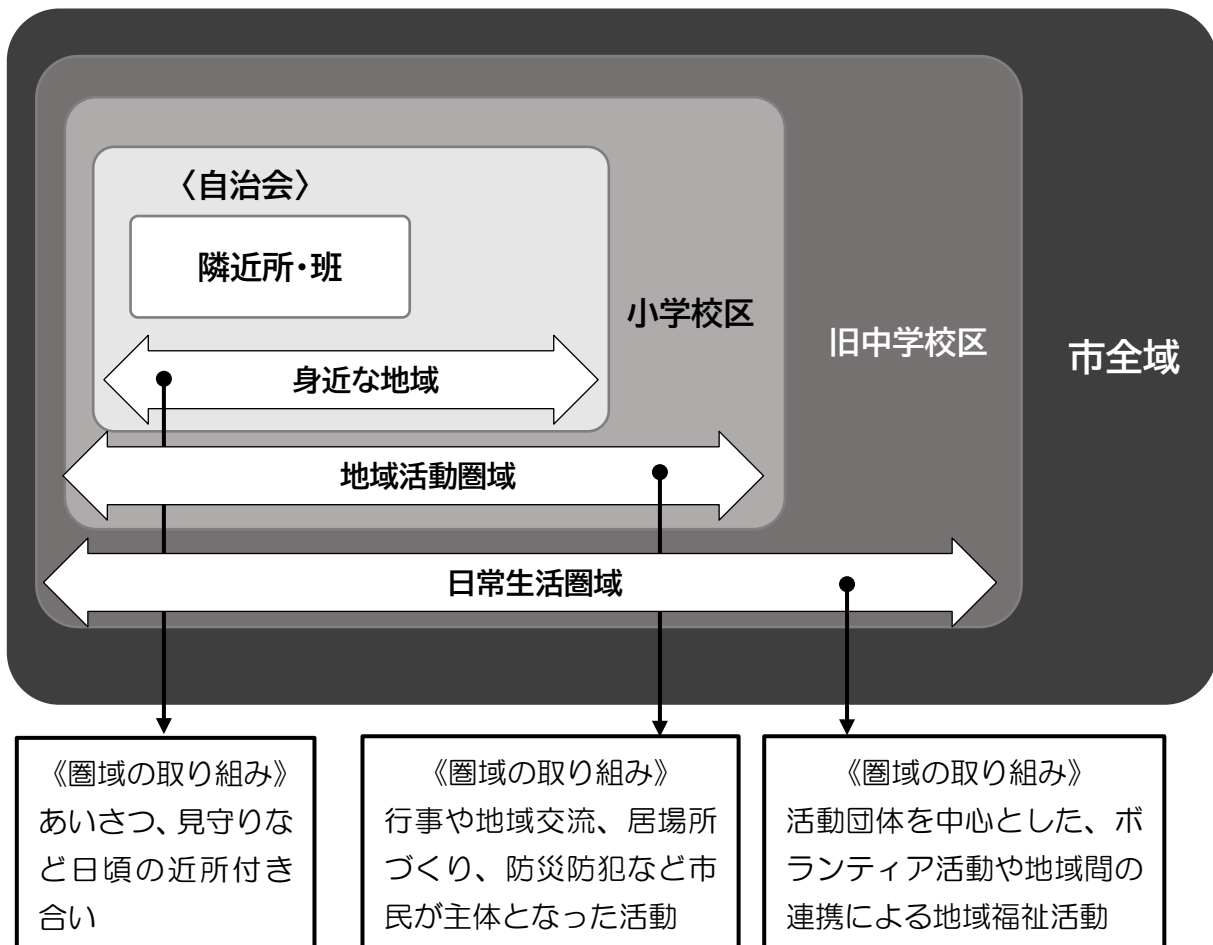
「相生市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」では、高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受け、暮らしを続けられるよう、旧4中学校区を単位とした日常生活圏域を設定しています。

本市は、中心市街地や山間地域、臨海地域など、地域によって地域資源が大きく異なり、人口構成も様々で、地域が抱える問題・課題も多種多様であることから、重層的なエリア設定が重要となります。

本市の地域活動として、自治会による活動が最小単位で、小学校区、旧中学校区、そして全市的な取り組みと範囲が広がっています。

地域福祉におけるエリアは、地域活動の最小範囲である自治会単位が個々を支える「身近な地域」、小学校区を「地域活動圏域」、旧中学校区を「日常生活圏域」として設定し、重層的に地域福祉の取り組みを推進します。

<地域福祉におけるエリア（圏域）のイメージ>



※旧中学校区…旧相生中学校区（相生小学校区）、旧那波中学校区（青葉台小学校区・那波小学校区）、双葉中学校区（中央小学校区・双葉小学校区）、矢野川中学校区（若狭野小学校区・矢野小学校区）の4地域

4 施策体系

| 基本理念 | |
|--|-----------------------------|
| 助けあい、支えあい 絆ひろがる あいのまち | |
| 基本目標 | 基本施策 |
| 基本目標1 そだてよう！ 支えあいの意識と 地域の担い手 | (1) 地域福祉への意識と理解の向上 |
| | (2) 地域活動の担い手育成と活動支援 |
| 基本目標2 ひろげよう！ 互いに助けあえる 地域の絆 | (1) 参加・交流できる場の充実 |
| | (2) 地域での見守り・助けあいの促進 |
| | (3) 地域をつなぐしくみづくり |
| 基本目標3 つなげよう！ 多様な連携による 支援のネットワーク | (1) 包括的な相談支援体制の整備 |
| | (2) 様々な困難を抱える人への支援 |
| | (3) サービスの充実と適切な利用支援 |
| 基本目標4 まもろう！ 安全な地域社会と 一人ひとりの 安心な暮らし | (1) 災害時などの安全・安心のしくみづくり |
| | (2) 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】 |
| | (3) 社会参加のための基盤づくり |

5 重点的な取り組み

重点施策1 学校や地域における福祉学習の充実〈基本目標1-(1)④〉

本市では、全国の状況と同様に人口減少・少子高齢化が進行しており、地域における担い手の減少が課題となっています。今後、市民一人ひとりが地域課題を自分事として考え、解決に向けて主体的に取り組むことが求められます。子どもの頃からの福祉学習や地域における学習を促進し、地域福祉への理解促進を図ることで、地域の担い手づくりに取り組みます。

重点施策2 小地域福祉活動の推進〈基本目標2-(2)②〉

地域福祉を推進するにあたっては、地域における助けあい、支えあいを基盤として、様々な取り組みを進めていくことが必要です。本市では、近所付き合いが希薄化しており、ひとり暮らし高齢者などの見守りも課題となっています。地域に住む誰もが身近な場所ですなごりを持ち、孤立することなく生活できるよう、住民が主体となった小地域福祉活動を推進します。

重点施策3 地域ぐるみの子育て支援や見守り〈基本目標2-(2)③〉

近年、核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化する中、子育て家庭は孤立しやすい状況です。地域における子育て支援の情報を広く周知するとともに、様々な人が関わった地域ぐるみの見守りを強化し、地域全体で子育て家庭や子どもを見守る環境づくりを進めます。

重点施策4 総合的な相談体制の構築〈基本目標3-(1)③〉

少子高齢化や人口減少、ライフスタイルの多様化などを背景に、市民が抱える生活課題は多様化・複雑化しています。本市では、各担当課や関係機関が連携して、様々な相談に対応していますが、相談しない人が増加しており、相談先や相談方法がわかりにくいことが課題となっています。それぞれの相談窓口において、断らずに受け止め、連携して速やかに支援につなげることのできる体制を強化します。

重点施策5 制度の狭間にある人への支援〈基本目標3-(2)③〉

近年、既存の制度や福祉サービスだけでは対応できない、制度の狭間にある人への支援が課題となっています。本市においても、支援を必要としている人の把握や情報共有が難しい状況です。関係機関や地域のつながりにより状況を把握し、早期に適切な支援につなげることができ、誰一人取り残さない支援体制を構築します。

重点施策6 災害時の支援体制の強化〈基本目標4-(1)①〉

全国的に災害への不安や防災への意識が高まる中、本市においても、災害時・緊急時に助けあえる地域のつながりや見守り、避難所や避難方法などの避難体制の強化が求められています。避難行動要支援者名簿などの活用により、災害時に支援を必要とする人の把握に努め、いざというときに助けあい、すべての人が安全に避難できる体制を強化します。

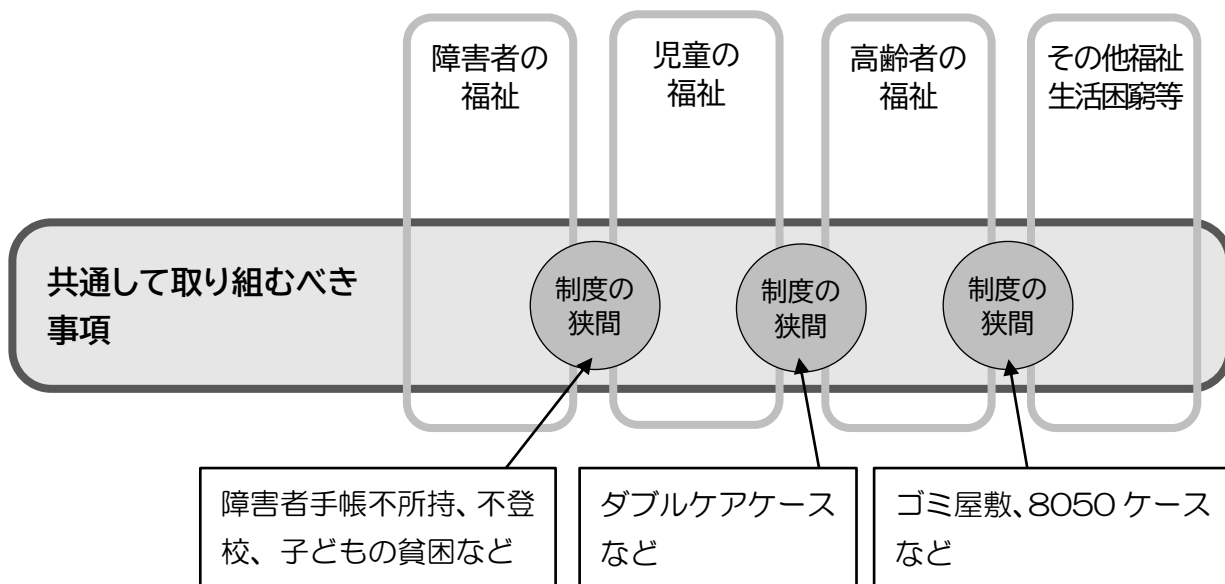
■制度の狭間の課題

少子高齢化や家族構成の変化など、地域社会を取り巻く環境は変化しており、市民が抱える生活課題も多様化・複雑化しています。

ひとり暮らし高齢者の社会的孤立や、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）、介護と育児の問題を同時に抱える「ダブルケア」など、従来の介護や子育て、障害などの分野別の福祉サービスでは対応が難しい課題が顕在化してきました。

これらの既存の福祉サービスだけでは対応が困難な課題を「制度の狭間」の課題といいます。

■制度の狭間のイメージ（地域福祉の領域）

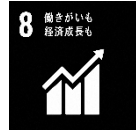


第4章 施策の展開

基本目標1 そだてよう！支えあいの意識と地域の担い手

基本施策

- (1) 地域福祉への意識と理解の向上
- (2) 地域活動の担い手育成と活動支援



これまでの市の取り組み

- 市内転入者に自治会加入促進のパンフレットを配布しています。
- 「ながら見守り835（ハチさんゴー）」を軸としたあいさつ運動の推進により、青少年の健全育成と、地域で守り育てる意識の高揚を図っています。
- 高齢者が介護予防の視点を持って地域づくりに参加できるよう、フレイル予防に関する講座を実施しました。
- ボランティアグループが自主運営を図れるよう、立ち上げ時や運営面において、相談支援を行っています。
- 生活支援コーディネーターに加え、在宅介護支援センター職員が住民主体の活動団体を訪問し、立ち上げや活動を支援しています。

現状・課題

- 自治会会員数が減少しており、活動が縮小傾向となっています。アンケート調査では、地域活動への参加意向が各年齢で低くなっており、活動に関する情報発信や気軽に参加できるしくみづくりにより、活動への参加促進を図るとともに、地域への愛着を育むことが必要です。
- 地域でのながら見守り・あいさつ運動の促進により、地域で子どもを守り育てる意識の高揚を図っています。今後も運動をきっかけとして、ながら見守りやあいさつが地域に広がり、見守りにつながるよう取り組むことが必要です。
- 学校における体験学習などによる福祉学習や、民生委員・児童委員への研修により、福祉への理解促進を進めています。福祉学習が具体的な取り組みや担い手育成につながっていくよう、地域福祉の充実に向けて地域で連携して取り組むことが大切です。
- コロナ禍においてボランティア活動や地域活動が中止となったり、民生委員・児童委員による訪問などができないことが課題となっています。感染症対策に配慮しながらの活動実施やボランティアの担い手の養成、活動への支援を強化していくことが必要です。

(1) 地域福祉への意識と理解の向上

地域福祉への理解と関心を深めるとともに、地域への愛着を育むことで、地域活動への参加を促進するため、情報提供や福祉学習の充実に取り組みます。

市民・地域の取り組み

- 地域行事や自治会活動に積極的に参加する
- 地域で行われているながら見守り・あいさつ運動に取り組む
- 福祉についての講習会や講座に参加する

【事業紹介：ながら見守り 835（ハチさんゴー）】



午前8時頃、午後3時頃、午後5時頃の子どもの登下校の時間に家の外に出て、買い物や散歩をしながら、大人が子どもを見守ろうとする運動です。

市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|-------------------------|--|--|
| ①自治会活動の活性化 | <p>転入者や未加入者に対し、パンフレットを配布するなど自治会活動への参加を呼びかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 魅力ある自治会活動の展開 ■ 自治会による広報あいおいの配布 | 地域振興課 |
| ②ながら見守り・あいさつ運動の推進 | <p>市民一人ひとりがお互いにあいさつや言葉を交わせるように、ながら見守り・あいさつ運動を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民さわやかあいさつ運動の実施 ■ 「ながら見守り 835（ハチさんゴー）」の実施 | 企画広報課 学校教育課 |
| ③広報・啓発活動の充実 | <p>市民が必要な情報を必要とするときに得ることができるよう、多様な媒体による情報発信に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 情報提供体制の整備 ■ 新たな情報発信手段の検討 ■ 障害に配慮した情報提供 | 企画広報課 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会 |
| ④学校や地域における福祉学習の充実 重点 | <p>小・中学校における総合的な学習などの時間を活用し、当事者理解につながる福祉学習を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉教育推進指定校の継続 ■ 高等学校福祉活動助成の継続 ■ ボランティア体験学習の実施 | 学校教育課 人権教育推進室 社会福祉協議会 |
| | <p>市民が福祉に関する意識を高め、福祉課題の解決に取り組めるよう、学習の場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症サポーター養成講座の実施 ■ ふくし出前講座の実施 | 社会福祉課 長寿福祉室 社会福祉協議会 |

(2) 地域活動の担い手育成と活動支援

市民が主体的に地域課題の解決に取り組むことができるよう、ボランティア活動への参加促進や様々な講座の開催、地域のリーダーの育成に努めます。また、ボランティアグループなど、活動者への支援の充実を図ります。

市民・地域の取り組み

- 市で開催される福祉に関するイベントに参加する
- 地域でどのような活動が行われているか関心を持ち、情報を収集する
- 自分の関心のあることからボランティア活動に参加する

【事業紹介：ボランティアセンター】

ボランティアセンターでは、市民がボランティアに関心を持ち、活動に参加してもらえるよう、以下の活動を行っています。

- (1) 登録・相談
- (2) 養成・研修
- (3) 情報の収集・提供
- (4) 活動支援
- (5) 福祉学習の推進



市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|-------------------|--|------------------|
| ①地域活動への参加のきっかけづくり | 市民の地域福祉への関心や地域への愛着を育むため、市民参加型の各種イベントの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ■市民参加型フォーラムの検討 ■市民参加型の既存イベントの充実（善意のつどい、あいあいスポーツ大会） | 社会福祉課 社会福祉協議会 |
| | 子どもから大人までボランティア活動の楽しさや大切さを体験できる機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア体験講座の実施 | 社会福祉協議会 |
| ②ボランティア活動の担い手の養成 | 高齢者が介護予防の視点を持って地域づくりに参加できるよう、フレイル予防や健康づくりに関する講座を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ■介護予防推進講座の実施 | 長寿福祉室 子育て元気課 |
| | 地域で主体的に活動できる新たな地域福祉の担い手の育成に努めます。特に若い世代及びシニア世代のボランティア活動への参加を呼びかけます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア養成講座の実施 | 社会福祉協議会 |
| | 身近な地域で地域福祉活動や地域コミュニティの核となるリーダーの養成に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ふくし出前講座の実施 | 社会福祉協議会 |

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|---------------------------|--|-------------------------------------|
| ③ボランティアの担い手と受け手をつなぐしくみづくり | <p>サービス利用を希望する人のニーズと、ボランティアの活動内容を把握・整理し、お互いにわかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>■ボランティアセンターの充実</p> | 社会福祉協議会 |
| | <p>ボランティアをする側、求める側の間に入り、相談調整役となりボランティア活動をサポートします。</p> <p>■ボランティアコーディネート機能の充実</p> | 社会福祉協議会 |
| ④ボランティアグループへの支援 | <p>ボランティアグループの立ち上げ・運営の支援を行います。また、地域で活動するボランティアグループに、ボランティアセンターへの登録を促し、適切な情報提供・相談支援を行います。</p> <p>■情報提供・相談支援 ■ボランティアセンターへの登録 ■ボランティアグループの組織化 ■ボランティア保険への加入促進</p> | 社会福祉協議会 |
| | <p>ボランティアグループに対し、地域課題の解決や地域の活性化などにつながる地域活動に対して助成を行います。</p> <p>■しあわせ基金事業 ■企業などの助成金に関する情報提供など</p> | 長寿福祉室 社会福祉協議会 |
| ⑤地域福祉活動の促進 | <p>社会参加や社会貢献の喜びを市民に感じてもらえるよう、地域活動・ボランティア活動を生きがいづくりと関連づけて推進していきます。</p> <p>■金ヶ崎学園大学の実施 ■文化会館ボランティアスタッフの充実 ■生きがいセミナーの実施</p> | 生涯学習課 社会福祉協議会 |
| | <p>地域福祉活動の楽しさや支えあいの大切さを通じて地域福祉力を高め、継続した活動となるよう支援します。</p> <p>■地域福祉活動の活性化</p> | 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会 |

基本目標2 ひろげよう！互いに助けあえる地域の絆

基本施策

- (1) 参加・交流できる場の充実
- (2) 地域での見守り・助けあいの促進
- (3) 地域をつなぐしくみづくり



これまでの市の取り組み

- 令和3年度より「歩いて行ける範囲に交流の場を」を合言葉に、地域に密着した新たな団体が5カ所以上立ち上がりました。
- 子育て中の親と子どもが気軽に集える場として、まちの子育てひろばを開設しています。また、子育てひろば推進員の派遣やひろば連絡会での現状の共有を行っています。
- サロン活動を広げるため、世話人の相談対応や講習会、立ち上げに関するパンフレットの作成を行っています。
- 生活支援コーディネーターと認知症施策担当職員により、各地区の高年クラブを訪問し、地域のつながりや支えあいの意識を高める啓発講座を開催しました。
- 市内全小中学校において、学校支援ボランティアによる登下校安全指導活動、PTAによる登下校の交通安全を行っています。

現状・課題

- 自治会活動や高年クラブ活動などにおける多世代交流事業、イベントや祭りなどは、コロナ禍において多くが中止となっている一方で、地域の交流の場づくりへの支援を行っています。放課後子ども教室や子育てひろば、サロンなどについて、集いの場や居場所として重要な取り組みとなっているため、感染症対策に配慮しながら継続した実施が必要となっています。
- 民生委員・児童委員による高齢者の見守りや見守り SOS ネットワーク事業による緊急時の対応を行っていますが、ひとり暮らし高齢者の増加により、一人ひとりへの対応が困難となっています。日頃からの見守りを促進するため、支援を必要とする人の情報を共有するとともに、緊急時などの対応について、関係機関と連携して確認・調整を行うことが重要です。
- 交通指導員や学校支援ボランティアにより登下校時の交通安全指導、見守りを行っていますが、担い手の高齢化や減少が課題となっており、様々な団体と連携して地域全体で見守りを行うことが必要です。

(1) 参加・交流できる場の充実

子どもから大人まで気軽に集まれる場や機会の充実を図り、世代間交流を促進します。また、仲間づくりや活躍の場となる、地域の居場所づくりに努め、誰一人取り残さない地域づくりに取り組みます。

市民・地域の取り組み

- 様々な世代の人が集まる交流の場に積極的に参加する
- 地域の居場所や交流の場を活用する
- 地域の居場所や交流の場づくりに取り組む

【事業紹介：まちの子育てひろば】



子育て中の親と子どもが気軽に集い、仲間づくりや悩みを話しあう居場所として、市内7箇所で開催しています。

市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|-------------|--|---|
| ①世代間交流の推進 | <p>世代間交流を推進するため、自治会、PTA、学校の連携により、身近な地域で世代を超えた関係づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会活動での多世代交流事業の推進 ■ オープンスクールの実施 ■ 学校をフィールドとした地域、学校、家庭の連携 | 地域振興課 学校教育課 生涯学習課 |
| | <p>経験や知識を持つ高齢者などが地域文化を子どもたちやその親に伝える機会を設けるなど、世代間交流を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 県民交流広場の活用 ■ 高年クラブ活動の促進 ■ 子育て学習センターの充実 ■ ふるさと交流館での多世代交流事業の実施 ■ 放課後子ども教室の実施 ■ まちの子育てひろばの充実 | 地域振興課 長寿福祉室 子育て元気課 農林水産課 生涯学習課 社会福祉協議会 |
| ②伝統・文化活動の推進 | <p>子どもたちが生まれ育った地域を大切に思い、愛着が持てるよう、地域の豊かな自然・文化・歴史・伝統を学べる機会の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習の実施 (あいおい播磨灘の里海づくり協議会との連携) ■ ペーロン体験乗船の実施 ■ 食育活動の実施 (食と農を守るかあちゃんずとの連携) ■ 美術展・文化祭の実施 ■ 地域の催し物 (祭りなど) の奨励 | 地域振興課 環境課 農林水産課 生涯学習課 |

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|------------------|--|-------------------|
| | <p>市内イベントへの市民の参加を進め、地域振興と交流の促進を図ります。</p> <p>■相生市三大まっりの開催（相生ペーロン祭、羅漢の里もみじまつり、相生かきまつり）</p> | 地域振興課 |
| ③地域の交流の場づくり | <p>身近な地域でいきいき百歳体操を実施し、高齢者の生活改善と心身機能の維持向上を図ります。また、新規立ち上げ支援、グループ間での情報交換などを行います。</p> <p>■いきいき百歳体操の普及啓発</p> | 長寿福祉室 子育て元気課 |
| | <p>日常的な居場所や交流の場として、ふれあいいきいきサロン活動などを支援します。</p> <p>■公民館活動の実施 ■ふれあいいきいきサロンの拡充 ■サロン講習会の実施</p> | 生涯学習課 社会福祉協議会 |
| | <p>地域における子どもの居場所や世代間交流の場として、子ども食堂などを支援します。</p> <p>■子ども食堂への支援</p> | 社会福祉課 |
| | <p>子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じてお互いの情報交換ができる交流の場の活動を支援します。</p> <p>■子育て学習センターの充実 ■まちの子育てひろばの充実</p> | 子育て元気課 社会福祉協議会 |
| ④活躍の場の確保 【新規】 | <p>生活支援コーディネーターの働きかけにより、地域資源の把握・開発を行うとともに、住民主体の活動の立ち上げ支援を行います。</p> <p>■住民の自主活動支援</p> | 長寿福祉室 |
| | <p>生涯を通じて、気軽にスポーツ活動を楽しめるよう、各種スポーツ行事や教室の充実を図り、スポーツクラブ21など関係団体の活動を支援します。</p> <p>■スポーツ大会の開催 ■スポーツクラブ21の支援</p> | 体育振興課 |

(2) 地域での見守り・助けあいの促進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、子育て世帯などを地域住民や民生委員・児童委員、自治会などが連携して見守る体制をつくり、すべての人が安心して生活できる地域づくりに努めます。

市民・地域の取り組み

- 隣近所で見守り、あいさつを行う
- 隣近所で困っている人がいないか気にかけるようにする
- 子どもを地域ぐるみで見守る

【事業紹介：見守り SOS ネットワーク事業】

市内在住の高齢者などを、各関係機関や協力機関とのネットワークで地域ぐるみで見守るシステムです。事業に賛同していただいた企業団体を協力機関として登録しています。



市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|-----------|--|--------|
| ①見守り体制の強化 | <p>障害のある人やその家族が安心して生活できるよう、相談窓口の拠点として障害者基幹相談支援センターにおいて、様々な悩みごとに対し福祉サービスなどの利用支援や入所施設などとの調整を行います。また、相談の内容に応じて、必要な専門機関と連携しながら、解決に向けた支援に努めます。</p> <p>■障害者基幹相談支援センターとの連携</p> | 社会福祉課 |
| | <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターと連携を行うとともに、見守りSOSネットワーク事業を推進します。また、ひとり暮らしの高齢者などに対し、アイアイコールなどの通信手段を活用した安全体制事業の普及に努めます。</p> <p>■地域包括支援センターとの連携 ■見守りSOSネットワーク事業の推進 ■アイアイコール、お元気コールの普及</p> | 長寿福祉室 |
| | <p>子育てグループや支援団体が協働し、地域ぐるみで子育て家庭を支援するネットワークづくりに努めます。また、乳児のいる家庭を訪問し、相談や子育て支援情報などの提供を行うことで、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。</p> | 子育て元気課 |

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|--|--|----------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■子育てネットワーク推進協議会との連携 ■子育て世代包括支援センターとの連携 ■乳児家庭全戸訪問事業の強化 | |
| <p>②小地域福祉活動の推進</p> <p>重点</p> | <p>レクリエーションや食事会など、住民同士が気軽に集える場としてふれあいいきいきサロン活動を支援します。また、地域のつながりづくりのきっかけとなるよう、小地域での様々な活動を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉協議会支部との連携 ■ふれあいいきいきサロンの拡充 ■福祉連絡会の開催 ■ふくし出前講座の実施 | 社会福祉協議会 |
| <p>③地域ぐるみの子育て支援や見守り</p> <p>重点</p> | <p>外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」に指定し、地域ぐるみの子育て支援活動を推進し、情報を周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■赤ちゃんの駅の周知 | 子育て元気課 |
| | <p>登下校時の事故や犯罪を防止するため、学校を中心とした地域の各関係機関などの連携による通学パトロールを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■交通指導員の配置 ■スクールガードリーダー・学校支援ボランティア・少年育成センターの見守り活動の推進 ■PTAによる交通安全活動の実施 | 危機管理課 学校教育課 生涯学習課 |
| | <p>子どもを犯罪から守る地域活動である「こどもを守るまちの駅」や「こどもを守る110番の家」の制度について周知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こどもを守るまちの駅の周知 ■こどもを守る110番の家の周知 | 学校教育課 |
| <p>④地域住民による見守り活動の推進</p> | <p>地域で支援を必要とする人に対し、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、高年クラブなどが行う地域ぐるみの見守り活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自治会や自主防犯組織などとの連携（不審者やひとり歩き高齢者などへの見守り） ■民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」の実施 ■友愛訪問の実施 | 危機管理課 地域振興課 社会福祉課 長寿福祉室 |

(3) 地域をつなぐしくみづくり

地域福祉を市全体で推進していくために、社会福祉協議会やボランティア団体・事業者などとの連携や、関係機関、各種ネットワークなど、地域における連携体制を強化します。

市民・地域の取り組み

- 地域で活動している人同士の交流会を実施する
- 団体や事業者同士の情報交換ができる場を設ける
- 寄付や募金に協力する

【事業紹介：生活支援コーディネーター】

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティアなどの生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域資源のマッチングを行う人のことです。

相生市では、第1層が市全域、第2層が日常生活圏域ごとに配置されています。



市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|------------------|--|--|
| ①地域をつなぐネットワークづくり | 第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足しているサービスや担い手などの資源開発、関係者間の情報提供やサービス提供者間の連携体制を構築します。また、日常生活圏域ごとに第2層の生活支援コーディネーターを配置し、地域住民と多様な資源をつなげるためのしくみづくりを行います。 ■生活支援コーディネーターの設置 | 長寿福祉室 |
| ②福祉を支えるネットワークづくり | 高齢者や障害のある人、生活困窮者など支援が必要な市民を一人ひとりに適した生活支援やサービスにつなげるため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図りながら、見守り活動を支援します。 ■見守りSOSネットワーク事業の推進 ■民生委員・児童委員との連携 | 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 学校教育課 社会福祉協議会 |
| | 市民の暮らしと健康を確保するサービスを提供するため、福祉・保健・介護・医療などのサービスの各専門機関や各種団体、関係各課との連携を強化します。 | 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 |

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|--------------------------------------|---|--------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域相談支援機関連絡会議の開催 ■ 障害福祉サービス等事業所ネットワーク会議の開催 ■ 障害者基幹相談支援センターとの連携 ■ 地域包括支援センターとの連携 ■ 在宅介護支援センターとの連携 ■ 在宅医療・介護連携の推進 ■ 要保護児童対策地域協議会との連携 ■ 子育てネットワーク推進協議会との連携 | |
| <p>③社会福祉法人の 地域貢献の促進 【新規】</p> | <p>多様化・複雑化した地域課題を解決するため、社会福祉法人による地域における公益的な取り組みが展開されるよう、優良事例の紹介や情報共有に取り組めます。</p> | <p>社会福祉課</p> |
| <p>④市民の寄付文化 の醸成 【新規】</p> | <p>企業や市民による寄付を促進するため、地域福祉団体の活動の情報提供や広報活動を周知するとともに、寄付の効果的な活用と使途の透明性確保も踏まえた寄付のしくみづくりに取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ フードドライブの実施 ■ 善意銀行の拡充 | <p>社会福祉課 社会福祉協議会</p> |

基本目標3 つなげよう！多様な連携による支援のネットワーク

基本施策

- (1) 包括的な相談支援体制の整備
- (2) 様々な困難を抱える人への支援
- (3) サービスの充実と適切な利用支援



これまでの市の取り組み

- 家庭児童相談員・子育て支援コーディネーターが中心となって、支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携しながら支援を行っています。
- コロナ禍において生活に困っている方を対象に、行政、関係機関、民生委員・児童委員などが一堂に会して相談に応じる「暮らしを守る」相談会を実施しました。
- 社会福祉協議会と連携し、ひきこもりの方や家族の相談会の実施やアプローチに努め、就労支援などにつなげています。
- 第1層・第2層生活支援コーディネーターを中心として、在宅介護支援センター職員と活動団体との意見交換を行い、市民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めています。また、「第3層コーディネーター」として地域をよく知る住民を交えて連絡会を行い、より地域に密接した課題やニーズの洗い出しを行いました。

現状・課題

- アンケート調査では、相談しない傾向にある人が一定数いることがうかがえ、相談体制の充実は引き続きの課題となっています。
- 様々な課題を複合的に抱えている人が増えていることから、民生委員・児童委員や関係機関、社会福祉協議会、関係各課が連携して包括的な支援を行う体制の構築が必要です。
- 意見交換会や各種会議で把握した課題について、解決に向けた検討が必要となります。地域のニーズに応えるために、NPOの立ち上げや自主グループへの支援により、住民主体のサービスを推進することも重要です。
- 生活困窮者への支援として、社会福祉協議会と連携して相談支援などを行っていますが、コロナ禍で失業した方など、自立に向けて継続して支援を行っていく必要があります。

(1) 包括的な相談支援体制の整備

支援を必要とする人が、相談できないまま孤独・孤立に陥ることがないように、多様化する生活課題に対応できる相談体制の充実を図るとともに、地域、関係機関、団体、事業所などとの協働のもと、包括的な支援に取り組みます。

市民・地域の取り組み

- 不安や悩みは、一人で悩まずに身近なところに相談する
- 隣近所に困っている人がいたら、民生委員・児童委員や相談窓口などにつなぐ

【事業紹介：ふれあい福祉相談所】

社会福祉協議会において、様々な相談会を開催しています。

- 心配ごと相談
- 法律相談
- 福祉相談
- 介護相談 など



市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|--------------------|--|--|
| ①情報提供体制の充実 | 市民がサービスや福祉、地域に関する情報を広く入手することができるよう、幅広い層に対し、様々な方法で情報を発信するとともに、情報の利用と活用を図るための支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ■情報媒体への相談事業の掲載 ■各種サービス利用のてびき・パンフレットの作成 | 企画広報課 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会 |
| ②相談実施体制の強化 | 多様化する市民のニーズに対応できるよう、各相談員の質の向上に努めるとともに、市内の相談機関や地域の相談員との連携を強化します。また、各種相談窓口及び相談員の周知・啓発に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ■職員研修 ■各種相談機関との連携 ■ふれあい福祉相談所の充実 | 関係各課 社会福祉協議会 |
| ③総合的な相談体制の構築 重点 | 多様化・複雑化した課題に対応するため、関係各課での連携を強化して相談に応じ、支援につなげます。また、多機関協働による対応やアウトリーチによる支援など、断らない相談支援体制を構築します。 <ul style="list-style-type: none"> ■総合相談窓口（ワンストップサービス）の検討 | 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会 |
| ④身近な相談支援体制の充実 | 専門的な相談や適切なサービス利用、地域ボランティアへの連携などがスムーズに行われるよう、各地域で気軽に相談ができる巡回相談などの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ■各種巡回相談の充実 ■在宅介護支援センターの充実 | 社会福祉課 長寿福祉室 |

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|-----------------------------|---|---|
| | <p>地域の最も身近な相談窓口として、民生委員・児童委員などがスムーズに活動できるよう、福祉制度に関する情報提供や資質向上に努めます。</p> <p>■福祉制度に関する研修の実施</p> | <p>社会福祉課 社会福祉協議会</p> |
| <p>⑤専門機関による 相談機能の充実</p> | <p>相談機能の充実を図るよう各種専門機関に働きかけ、個人情報の保護に配慮しながら情報の共有化と活用に努めます。また、専門職同士の連携強化を図ります。</p> <p>■地域相談支援機関連絡会議の開催</p> <p>■福祉・保健・介護・医療などの専門機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援相談（生活自立相談窓口） ・障害者基幹相談支援センター ・地域包括支援センター ・子育て世代包括支援センター ・生活福祉資金貸付相談 | <p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会</p> |

(2) 様々な困難を抱える人への支援

多様化・複雑化した課題に対し、様々な方法で支援をするとともに、困難を抱える人が社会の中で孤立することなく自立して生活できるよう、包括的な相談支援をはじめ、地域とのつながりづくりなど重層的に支援する体制の整備に努めます。

市民・地域の取り組み

- 悩みを抱えている人の話を聞く
- 身の回りの人の生活課題に気づいたら、市役所や民生委員・児童委員などに相談する
- 生活に困っている人を地域全体で支援する

【事業紹介：生活困窮者自立支援事業】

経済的に困窮し、生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、相談支援員と一緒に課題を整理したうえで一人ひとりに応じた支援プランを作成します。ハローワークとの連携による就労支援、市や関係機関による生活支援のための様々な施策などの活用により、生活困窮状態からの脱却に向けた継続的できめ細かい支援を行います。

市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|--|--|---|
| ①生活困窮者への支援体制づくり | <p>経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある世帯に対し、包括的な支援を実施します。また、社会福祉協議会と連携し、一時的な生活資金の貸付、食料などの支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活困窮者自立支援事業の実施 ■生活福祉資金貸付事業の実施 ■生活困窮者食料等支援事業の実施 ■フードドライブの実施 | <p>社会福祉課 社会福祉協議会</p> |
| ②ひきこもりの方への支援体制づくり | <p>ひきこもりの方の実態を把握し、必要な支援を行うとともに、アウトリーチによる相談を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ひきこもりの実態把握 ■相談支援体制の整備 ■ひめじ若者サポートステーションとの連携 | <p>社会福祉課 社会福祉協議会</p> |
| ③制度の狭間にある人への支援 重点 【新規】 | <p>各種会議や関係機関などとの連携を強化し、情報を幅広く収集し、多様化・複雑化した課題を抱える人の早期発見・早期対応に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域相談支援機関連絡会議の開催 <p>教育機関などとの連携による子どもの貧困やヤングケアラーの実態把握とともに、各種相談窓口や各種調査などを通じ、あらゆる世代の孤独・孤立の実態を把握し、適切な支援につなげます。</p> | <p>関係各課 社会福祉協議会</p> <p>子育て元気課 学校教育課</p> |

(3) サービスの充実と適切な利用支援

市民のニーズに応じた福祉サービスを提供することができるよう、様々な主体によるサービスの充実、事業者に対する支援や情報共有を通じ、サービスの質の向上に努めます。

市民・地域の取り組み

- 地域課題を把握する場づくりに努める
- 福祉サービスについての正しい認識を持つ
- 自分に合ったサービス利用に努める

【事業紹介：オレンジ・サロン（認知症カフェ）】



認知症の人やその家族だけでなく、誰もが安心して参加できる居場所です。認知症について知りたい人や予防法などの情報も得ることができます。

市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|--------------------|--|---|
| ①地域のニーズを把握するしくみづくり | <p>各地区の自治会やボランティアグループ、障害のある人などの当事者団体との意見交換を行い、市民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めます。また、生活支援コーディネーターを通じて、活動団体との意見交換を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民トーク・地域座談会の実施 ■ 住民主体サービス団体との意見交換会の実施 | <p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会</p> |
| | <p>行政、社会福祉協議会、福祉事業所などが連携して、各自が把握している福祉ニーズを共有するとともに、地域の社会資源の開発、地域課題の把握に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域相談支援機関連絡会議の開催 ■ 障害福祉サービス等事業所ネットワーク会議の開催 ■ 地域ケア会議の開催 ■ 高齢者実態把握事業の実施 ■ 子ども・子育て会議との連携 | <p>社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会</p> |
| ②地域に適したサービスの提供 | <p>地域資源を活用し、地域のニーズに沿った活動をしているボランティアグループやNPO法人、各種関係団体を支援するとともに、地域密着型サービス事業所の整備を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域密着型サービス事業所の整備の検討 ■ オレンジ・サロン（認知症カフェ）の運営支援 ■ 認知症ケアネットの作成 ■ ファミリー・サポート・センター活動の強化 | <p>長寿福祉室 子育て元気課</p> |

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|------------------|---|-------------------------------------|
| ③住民主体のサービスへの支援 | <p>地域を元気にするビジネスの起業に関心のある人に対し、必要な基本的な知識やノウハウなど、事業の立ち上げまでの支援を行います。</p> <p>■創業支援の実施</p> | 地域振興課 |
| ④サービスを評価するしくみづくり | <p>福祉サービスの質の向上とサービス利用者を適切なサービス選択に結びつけることを目的に、福祉事業者に第三者評価事業の受審を働きかけます。</p> <p>■第三者評価事業の受審の促進 ■運営推進会議による外部評価の実施 ■地域密着型サービス事業所への指導</p> | 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 |
| ⑤質の高いサービスの提供 | <p>福祉関係機関や関係各課における専門性を高めるため、研修機会の充実を図り、必要な専門的人材の確保に努めます。</p> <p>■専門的な研修会への参加 ■専門的な人材の確保</p> | 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 社会福祉協議会 |

基本目標4 まもろう！安全な地域社会と一人ひとりの 安心な暮らし

基本施策

- (1) 災害時などの安全・安心のしくみづくり
- (2) 権利擁護の推進
【成年後見制度利用促進基本計画】
- (3) 社会参加のための基盤づくり



これまでの市の取り組み

- 自主防災組織の防災訓練への支援や出前講座の実施により、地域防災体制の確立に向けた取り組みを進めています。
- 自治会、民生委員・児童委員、関係機関などと連携して避難行動要支援者名簿を更新し、関係機関へ情報提供、情報共有を図っています。
- 西播磨成年後見支援センターと連携し、成年後見制度、市民後見人制度の普及啓発に努めています。
- 児童虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会において、情報共有や対応方針の決定を行い、関係機関と連携した対応を実施しています。
- 移動に困難を抱える人について、デマンドタクシーの試験運行や社会福祉協議会による移送サービスを行っています。

現状・課題

- 避難行動要支援者を地域で支援するために、避難行動要支援者名簿について、自治会や関係機関などとの情報共有を進め、個別支援計画の作成に努める必要があります。
- アンケート調査では、成年後見制度の利用意向が高齢者ほど低くなっており、必要となったときに適切に利用できるよう、制度の内容や利用方法についての周知・啓発が必要です。
- アンケート調査では、道路や建物のバリアフリー化が求められていることがうかがえるため、誰もが社会参加しやすいような道路、施設の整備が重要です。
- 高齢者などの移動手段がないことが課題となっていますが、移送サービス実施にあたっては、ボランティアの高齢化などが課題となるため、持続可能な移動手段の確保に努める必要があります。

(1) 災害時などの安全・安心のしくみづくり

災害時への備えとして、日頃からの地域における防災活動や避難行動要支援者の支援、避難所の確保や地域の防犯対策の推進により、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

市民・地域の取り組み

- 食料や生活物資の備蓄、家族との連絡・集合場所など平時から災害対策を行う
- 隣近所に住んでいる高齢者や障害のある人、妊婦、乳幼児などの避難行動要支援者の状況を把握しておく

【事業紹介：マイ避難カード】

自分自身であらかじめ「いつ」「どこに」「どのように」避難するかを決めておき、いざという時の避難行動に役立てるためのカードです。

市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|--------------------|--|-------------------------|
| ①災害時の支援体制の強化 重点 | ひとり暮らし高齢者や障害のある人など、災害時に支援を必要とする人を災害から守るため、自治会、民生委員・児童委員、関係機関などと連携し、定期的な避難行動要支援者名簿の更新、情報共有を行います。また、個別支援計画の作成を進めます。 ■避難行動要支援者の状況把握 ■マイ避難カードの普及啓発 | 危機管理課 |
| ②地域防災体制の確立 | 災害時に備え、避難場所などの周知・啓発を行います。また、災害時に防災行政無線、メールなどを活用し、避難誘導などの迅速な情報伝達に努めます。 ■ハザードマップの周知 ■防災行政無線の活用 | 危機管理課 |
| | 災害に強いまちづくりを推進するため、地域住民による自主的な防災訓練の実施を支援します。 ■防災訓練の実施 | 危機管理課 |
| | 災害時に要支援者が安心して避難生活を送れるよう、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・障害者支援施設などを福祉避難所に指定するとともに、医療・介護関係者を派遣するなど、長期にわたる避難生活におけるケア体制の確保に努めます。 ■福祉避難所でのケア体制の構築 | 危機管理課 社会福祉課 長寿福祉室 |

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|-----------------|--|----------------|
| | <p>災害時に市内外の災害支援ボランティアが円滑に活動できるような運営体制づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■災害救援マニュアルの運用 ■災害ボランティアセンターの充実 | 社会福祉協議会 |
| ③自主防犯活動の推進 | <p>地域における犯罪を地域住民で防ぐため、今後も自治会、学校園、PTAなどとの連携を密にし、地域一体となった防犯活動を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■警察、防犯協会、防犯グループとの連携 ■少年育成センターとの連携 ■防犯パトロールの推進 ■巡回補導活動の実施 | 危機管理課 学校教育課 |
| | <p>消費者団体及びくらしの安全・安心推進員と連携を密にし、消費者被害防止に向けたキャンペーンなどを引き続き実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■消費生活研究会との連携 | 地域振興課 |
| ④交通安全対策の推進 | <p>高齢者や子どもを対象とした交通安全教室を実施し、警察署や交通安全協会をはじめ地域の団体などとの連携を図り、地域ぐるみの交通安全対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■警察署や交通安全協会との連携 | 危機管理課 |
| | <p>通学路安全対策アドバイザーによる専門的な見地からの必要な指導・助言のもと、学校、道路管理者及び警察署などの関係機関と連携を図り、通学路の安全確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■通学路安全対策アドバイザーとの連携 | 学校教育課 |
| ⑤緊急時における支援体制の強化 | <p>ひとり暮らし高齢者や障害のある人など支援を必要とする人に対し、緊急事態発生時に迅速で適切な救護対応ができるよう、救急医療情報キットやあんしん見守りグッズ、アイアイコールの設置を呼びかけます。また、ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発 ■あんしん見守りグッズの普及啓発 ■救急医療情報キットの普及・更新 ■アイアイコールの普及 | 社会福祉課 長寿福祉室 |

(2) 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の適切な利用を促進します。また、虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

市民・地域の取り組み

- 成年後見制度について知識を深める
- 虐待などの疑いがある場合は、市や関係機関に知らせる

【事業紹介：女性のための相談室】

日々の暮らしの中、女性が抱える様々な悩みや問題を女性カウンセラーが女性の立場に立って一緒に考え、解決に向けたお手伝いをする相談会です。

月に1回程度開催されています。



市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|------------------|--|-----------------------------------|
| ①虐待・DV防止対策の推進 | <p>高齢者や障害のある人、児童などへの虐待や暴力を未然に防止するため、関係機関による情報共有、相談窓口や集いの場の周知・啓発に努めます。また、警察や関係機関の連携により早期発見・早期対応に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■女性のための相談室の実施 ■兵庫県女性家庭センターとの連携 ■障害者虐待防止センターとの連携 ■見守りSOSネットワーク事業の推進 ■要保護児童対策地域協議会との連携 ■家庭児童相談室の充実 | 地域振興課 社会福祉課 長寿福祉室 子育て元気課 |
| ②成年後見制度の利用促進【新規】 | <p>中核機関である西播磨成年後見支援センターと連携し、認知症や障害があるために判断能力が十分ではない人の契約をサポートする成年後見制度の周知・利用促進に取り組むとともに、身上監護や財産管理を担う市民後見人の養成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■成年後見制度の普及啓発 ■成年後見制度利用支援事業の適切な実施 ■市民後見人の養成 | 社会福祉課 長寿福祉室 |
| | <p>地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、相談体制や関係団体・機関が連携するしくみ（地域連携ネットワーク）の整備を目指します。</p> | 社会福祉課 長寿福祉室 |

(3) 社会参加のための基盤づくり

誰もが利用しやすい道路や公共施設の整備、移動手段の確保、高齢者や障害のある人などそれぞれの人に配慮した支援、地域づくりを推進します。

市民・地域の取り組み

- 車いすなど移動に困っている人や助けを必要としている人を見かけたら手伝う
- 各地域の移送サービスの情報を地域の中で共有する

【事業紹介：お買い物送迎サービス】



運転ボランティアによる日用品の買い物の送迎を試験実施しています。

市の取り組み

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|----------------|--|------------------|
| ①公共交通機関の利便性の確保 | <p>高齢者や障害のある人など移動に支援の必要な人のための公共交通のあり方について、バス、タクシーなどの交通機関と連携し、利用者のニーズに対応した利便性の高い公共交通サービスの確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「相生市地域公共交通計画」の推進 ■デマンド交通の推進 | 地域振興課 |
| ②移動手段などの確保 | <p>既存の交通手段が利用困難な人に対し、外出支援を行うとともに、運転ボランティアグループの活動への支援及び担い手の育成に努めます。また、高齢者の免許返納後の移動手段確保など、地域特性に合わせた持続可能な移動手段や外出支援のあり方について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車いす利用者などの移送サービス（しあわせ基金事業） ■運転ボランティアの養成 | 長寿福祉室 社会福祉協議会 |
| | <p>障害のある人の外出支援を行うため、福祉タクシーの助成や自動車改造費の助成を行うとともに、兵庫ゆずりあい駐車場の周知・啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各種助成制度の周知 ■兵庫ゆずりあい駐車場の周知・啓発 | 社会福祉課 |

| 取り組み | 内容 | 担当課等 |
|-------------------------------------|---|----------------|
| ③バリアフリー化 ・ユニバーサル 社会づくりの推 進 | <p>多くの市民が利用する公共施設について、高齢者や障害のある人などに配慮したスロープや手すり、エレベーター、多目的トイレの設置などバリアフリーのまちづくりを推進していきます。</p> <p>■兵庫県福祉のまちづくり条例の推進</p> | 社会福祉課 都市整備課 |
| | <p>公共施設や道路などのバリアフリーの現状を把握し、誰もが暮らしやすく活動しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備に努め、ユニバーサル社会づくりの定着を目指します。</p> <p>■「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の推進</p> | 社会福祉課 都市整備課 |

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市民や地域が主役となり、地域で活動する関係団体、事業所、社会福祉協議会、行政などが連携・協働して取り組むことが重要です。地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、ともに地域をつくっていく推進体制を構築します。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉に対する意識を深め、主体性を持って地域活動や地域の課題解決に取り組んでいくことが大切です。地域での助けあい、支えあいの関係をつくっていくとともに、あいさつ・見守り活動など地域の活動やボランティア活動に積極的に参加することが求められます。

(2) ボランティア、NPO法人など関係団体の役割

市民の身近な地域で活動する団体は、地域の課題やニーズを把握し、地域における福祉活動を推進していく役割を担っています。活動の輪を広げるため、市民への活動機会の提供や参加のきっかけづくりに取り組むとともに、団体間における交流、市役所や社会福祉協議会との一層の連携強化が望まれます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

市民の身近な相談役として、生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割も担っています。地域で孤立する人が出ないように見守りを行うとともに、市役所や社会福祉協議会と情報を共有しながら地域福祉活動に取り組むことが求められます。

(4) 社会福祉協議会の役割

地域の実情を把握し、市民とともに地域課題に取り組む、地域福祉推進の中核を担う組織です。地域活動やボランティア活動に関する情報の発信や相談など、活動を支援するとともに、地域福祉活動を担う団体との連携を強化し、地域の福祉力の向上に努めることが期待されます。

(5) 民間事業者の役割

サービスの提供者として、市民のニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び相談支援に取り組むことが必要です。また、自らも地域社会の一員であることの自覚のもと、社会的な責任を果たしながら、地域に広く開かれた施設として、地域のつながりづくりや支えあい活動を促進する取り組みが期待されます。

(6) 市役所の役割

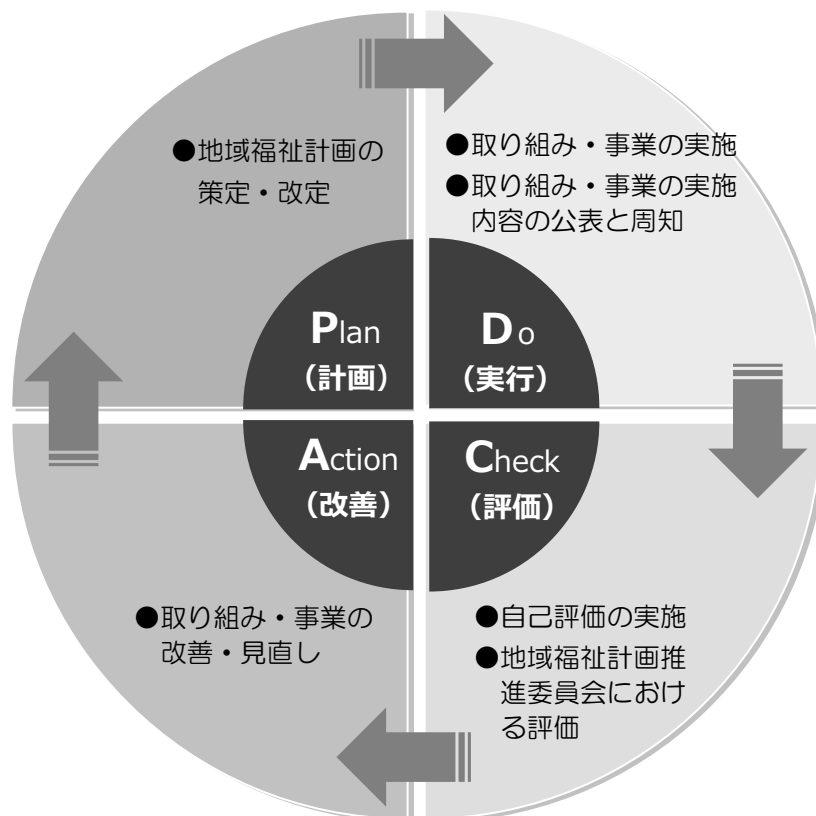
本計画に示される取り組み・事業を総合的に推進していく役割を担います。また、多様化・複雑化した課題に対応するため、関係各課での連携、社会福祉協議会、関係団体、事業所などとの連携による包括的な支援体制の整備に努めるとともに、地域福祉を推進する活動者への支援を行います。

2 計画の管理と評価

本計画は、基本理念に基づき市民と行政が協働で取り組むべきものです。計画策定後は、学識経験者や市内の関係機関、関係団体などで構成する「相生市地域福祉計画推進委員会」において、事業の評価、見直し、改善について検討し、次年度以降の取り組みに活かしていきます。

本計画に基づく取り組みを効果的かつ着実に実行するためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。そのため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、必要に応じて計画の見直し、改善に努めます。

<PDCAサイクル>



資料編

1 相生市地域福祉計画策定経過

| 年 月 日 | 会議等 | 内 容 |
|----------------------|-----------------------------|---|
| 令和4年8月9日 | 第1回 第3次相生市地域福祉計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出について ・第3次地域福祉計画に向けて ・第2次地域福祉計画の進捗状況について ・市民アンケートの実施について |
| 令和4年9月15日 ～9月30日 | 市民アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・相生市在住の18歳以上の方2,000人を対象に実施 |
| 令和4年9月16日 | 民生委員・児童委員への意見聞き取り | <ul style="list-style-type: none"> ・市内で活動する民生委員・児童委員を対象に実施 |
| 令和4年10月21日 | 第2回 第3次相生市地域福祉計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果概要（速報版）について ・相生市民生・児童委員協議会での聞き取り調査結果について ・第3次相生市地域福祉計画（骨子案）について |
| 令和4年10月1日～ 10月31日 | 団体アンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内で活動する関係団体12団体を対象に実施 |
| 令和4年12月15日 | 第3回 第3次相生市地域福祉計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3次相生市地域福祉計画（素案）について |
| 令和5年1月18日 | 団体意見交換会 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の関係団体4団体により実施 |
| 令和5年2月6日 | 第4回 第3次相生市地域福祉計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3次相生市地域福祉計画（案）について ・パブリックコメントの実施について |
| 令和5年2月8日 ～2月27日 | パブリックコメント | |
| 令和5年3月17日 | 第5回 第3次相生市地域福祉計画策定委員会（書面開催） | <ul style="list-style-type: none"> ・第3次相生市地域福祉計画について |

2 相生市地域福祉計画策定委員会設置要綱

○相生市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年3月29日

訓令第9号

改正 平成30年3月27日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づき、本市の地域福祉を総合的に推進することを目的とする相生市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、幅広い市民からの参画を求めるために設置する相生市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成30年3月27日〕)

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号の目的を達成するために、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域団体等の代表者
- (3) 一般公募による者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他前各号に掲げる者以外のもので、地域福祉に関連する活動を行っている者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる所掌事務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、全委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 委員長は必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3 相生市地域福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

| | 組 織 | 氏 名 | 備 考 |
|----|---------------------------|-----------|------------------------|
| 1 | 関西福祉大学 学部長 | ◎ 中 村 剛 | 学識経験者 |
| 2 | 相生市社会福祉協議会 事務局長 | 橋 本 昌 司 | 社会福祉又は 保健に従事す る者 |
| 3 | 相生市民生・児童委員協議会 副会長 | 岸 本 益 美 | |
| 4 | 相生市子育てネットワーク推進協議会 会長 | 二 宮 直 美 | |
| 5 | 社会福祉法人みどり福祉会 法人本部総 括課長 | 黒 田 聡 | |
| 6 | 相生市地域包括支援センター 管理者 | ○ 浦 部 健 一 | |
| 7 | 相生市身体障害者協会 会長代理 | 森 善 久 | 地域団体等の 代表者 |
| 8 | 相生市手をつなぐ育成会 会長 | 原 田 なるみ | |
| 9 | 相生ボランティア協会 会長 | 小 橋 邦 子 | |
| 10 | 相生市連合自治会 会長 | 山 田 勝 利 | |
| 11 | 相生市高年クラブ連合会 会長 | 小 松 景 子 | |
| 12 | 相生市教育委員会（学校教育課） 課長 | 木 本 博 子 | 関係行政機関 |
| 13 | 相生市企画総務部（危機管理課） 課長 | 久 保 敏 宏 | |
| 14 | 相生市健康福祉部（子育て元気課） 課長 | 三 浦 貴 史 | |
| 15 | 相生市健康福祉部（長寿福祉室） 室長 | 丸 山 由 紀 子 | |

◎は委員長、○は副委員長

4 用語集

「あ」行

アイアイコール

ひとり暮らし高齢者などで援護を要する方を対象に、緊急事態発生時の救護体制を確立し、在宅生活における不安を解消することを目的に緊急通報端末器を貸与する制度。緊急時にはボタン1つで受信センターへ通報が行われ、地域の協力を得ながら速やかに対象者の救護を行っている。

あいあいスポーツ大会

障害のある人の交流及び社会参加、健康増進を目的として、相生市で開催されているスポーツ大会。地域住民が参加し、障害への理解を深める場にもなっている。

あいおい播磨灘の里海づくり協議会

播磨灘の里海づくりのため、相生湾において、アマモや海浜植物、シバナ（相生市天然記念物）などの塩生植物などの自然再生をシンボルとしながら、地元小学校と連携し採取した種から苗を育てて元の場所に移植する活動を行っている。また、物質循環機能、生態系を適切に維持するために定期的に海浜清掃を行っている。

アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、社会的な援助に結びついていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

赤ちゃんの駅

乳幼児を抱える保護者が外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができる場所。保育所、公共施設、まちの駅などを「赤ちゃんの駅」に指定し、地域社会全体で子育てを支援する取り組み。

あんしん見守りグッズ

外出時の身元を確認する手段として、事前にあんしん見守り事業に登録した高齢者などに、「あんしん見守りグッズ」を交付する。見守りグッズを携帯した高齢者などが、急病、事故、徘徊などの緊急時である旨の通報を受け、または登録者に関する照会があった場合、登録者の緊急連絡先に速やかに連絡するとともに、警察、消防、病院など必要と認められる関係機関に対し、登録者の登録情報を提供する。

いきいき百歳体操

準備体操・筋力運動・整理体操からなるプログラムで、介護予防を目的として地域住民が主体となって運営されている事業。

生きがいセミナー

60歳以上の方を対象に生きがい交流センターで開催している講演会などのこと。高齢者の生きがいある生活の推進のため、書道や体操、料理などの講座や、球技、囲碁などの同好会を開催している。

運転ボランティア

自力での歩行が困難なため車いすを利用している方などを、社会福祉協議会が所有する福祉車両を使用し、通院や外出・社会参加の送迎サービスを行うボランティア。

オープンスクール

普段の学校の教育活動のありのままを保護者や地域住民に公開すること。兵庫県下の全公立小・中・特別支援学校で実施している。

お元気コール

75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、週に一度、定期的に安否確認の電話をかけ、体調が悪い場合、登録された近親者などに連絡する他、電話に出ることができない場合は訪問などにより安否確認を行う制度。

オレンジ・サロン（認知症カフェ）

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域住民などが気軽に参加でき、認知症や介護について相談できる交流の場。

「か」行

介護予防推進講座

保健師や栄養士などの専門職がサロンなどに出向き、自分でできる介護予防についての講座などを行っている。

家庭児童相談員・家庭児童相談室

18歳未満の児童とその保護者を対象に、しつけや子育ての不安、発育の遅れ、いじめ、不登校、非行、児童虐待などに関し、家庭児童相談員が電話相談、面接相談及び訪問相談を行っている。

金ヶ崎学園大学

高齢者が心身ともに健康で自立する心を養い、充実した人生を送るための学習の場。一般教養を高めるための教養講座と園芸及び保健体育の専門講座並びに学園外研修、各種同好会活動を行っている。

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけな

く、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者に対する虐待が問題となっている。

救急医療情報キット

ひとり暮らし高齢者などのもしものときに備え、かかりつけの病院や持病などの医療情報、薬剤提供書などの情報を自宅冷蔵庫で保管するためのキットであり、緊急時に救急隊員を介して搬送先病院に情報を伝えるための制度。

共生型サービス

介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定を受けやすくする制度。介護保険サービスと障害福祉サービスを同一の事業所で提供することで、障害者が65歳になっても同一事業所を継続利用できたり、高齢者・障害者児ともに利用できる事業所の選択肢が増えることなどが利点としてあげられる。

権利擁護

本人の自己決定や自己実現を尊重し、権利行使ができるよう支援すること。

合計特殊出生率

15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとした場合の子どもの数。

子育て学習センター

両親教育指導員による子育ての悩み相談を中心に、親子のふれあいや情報交換、グループの育成や子育て講座などを行う地域子育て支援拠点。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的に、助産師や保健師などを配置して、妊産婦などからの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関。

子育てネットワーク推進協議会

各子育てひろばや子育て支援の関係団体であるボランティアと行政が協働して地域ぐるみで子育て家庭の支援を行う組織。

子ども食堂

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料または低額で食事を提供する取り組み。子どもへの食事提供だけでなく、孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たす。

子どもの貧困

所得分布の中央値の半分未満の所得の世帯で暮らす 18 歳未満の子どもたちの存在や生活状況。医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、格差や貧困の連鎖を招くおそれがある。

こどもを守る 110 番の家・こどもを守るまちの駅

犯罪などの被害に遭いまたは遭いそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもの安全を守っていくボランティア活動。「こどもを守るまちの駅」には黄色の幟、「こどもを守る 110 番の家」には黄色の小旗を設置することで、防犯の啓発、犯罪の抑止力の役割も果たす。

「さ」行

災害救援マニュアル

災害時に、相生市社会福祉協議会が設置する相生市災害ボランティアセンターの役割や運営などについてまとめたもの。被災者のニーズ調査やボランティア派遣のための各種様式なども記載している。

災害時一人も見逃さない運動

民生委員・児童委員が、日頃の見守り活動を通じて、災害発生時に要援護となる人（ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、障害がある人、その他自力で、あるいは家族だけで避難をすることが困難な人など）を見逃さないよう地域住民の状態把握に取り組んでいる活動。

災害ボランティアセンター

主に災害発生時、災害支援ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、外部ボランティアの受入れなどを行う。

在宅介護支援センター

在宅の介護が必要な高齢者やその家族に対して、介護などに関する相談に応じ、保健・福祉サービスを総合的に受けられるよう支援する機関。

しあわせ基金事業

市民や団体からの寄付金などを積み立てた基金により、在宅福祉の向上、健康づくり及びボランティア活動の活性化のために行う事業のこと。

自主防災組織

地域住民による任意の防災組織のこと。主に自治会などが母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う。

市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合、同じ地域に住む住民で家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う人。

社会福祉協議会

地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核として様々な活動を行う非営利の民間組織のこと。社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている。

障害者基幹相談支援センター

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、相談支援専門員などの専門資格を持った職員が、様々な悩みごとの相談支援や制度の案内などを総合的に行う地域の相談拠点。

障害者虐待防止センター

障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う相談窓口。虐待から障害者を守り、養護者（障害のある人の身の回りの世話をする人など）に対する支援を行う。

少年育成センター

青少年の非行を防止し、その健全な育成を図ることを目的として設置された施設。

食と農を守るかあちゃんず

市内の農産物直売所・加工グループ・女性農業者などが集まり、地産地消の推進や都市と農村の交流、食育などの活動を行っている団体。

スクールガードリーダー

学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う人。

スポーツクラブ 21

豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、兵庫県の支援事業として、平成 12 年度から全県下の小学校区に設置した地域スポーツクラブ。

生活困窮者

収入や資産がなく経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者に対し、生活や就労などの包括的な支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

生活福祉資金

低所得者、障害のある人または高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図り安定した生活を送れるようにすることを目的に、社会福祉協議会が行う資金の貸付けと必要な援助・指導。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力に課題のある人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

善意のつどい

兵庫県が6月1日を「善意の日」と定めたことから、6月を善意月間とし、寄付などの善意運動への普及啓発として講演会などを開催している。

「た」行

ダブルケア

育児と親や親族の介護を同時期に担っている状態のこと。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すこと。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のひとつ。行政職員や保健・医療・福祉の専門家、民生委員・児童委員、地域の関係者などが個別ケースの支援内容や地域課題について検討する。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供されるしくみのこと。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目的として、市町村が設置する中核的な機関のこと。

地域密着型サービス

平成 17 年に改正された介護保険法によって新規に設立された介護サービスのひとつで、要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス。

通学路安全対策アドバイザー

文部科学省より派遣される通学路の安全に関する助言を自治体に行う専門家。

出前講座

団体・グループなどからの希望に応じて、市や社会福祉協議会の職員を講師として派遣し、制度や事業の説明などを行うこと。

デマンド交通・デマンドタクシー

利用者の要求に対応して運行する乗合型の交通手段であるが、本市においては、非乗合型の交通手段も含む。公共交通不便地域に住む高齢者などの交通弱者が利用しやすい公共交通サービスとして、電話などによる利用者の希望乗降時刻の要求に応じて、自宅から指定のバス停の間をタクシー運行している。

「な」行

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。

認知症ケアネット

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れや利用できるサービスをまとめたもの。高齢者が在宅で生活するために役立つ制度やサービス、地域で安心して暮らすための見守りなどについての情報も掲載している。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受けることで認知症を正しく理解し、地域で生活している認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のこと。

「は」行

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの情報を表示した地図。

8050 問題

主に 80 代の親が 50 代の子どもを養っている状態にあり、孤立や生活の行き詰まりなどの問題を抱えていること。

バリアフリー

バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高齢者や障害のある人などの人々が生活しやすい環境に整備しようという考え。バリアには、段差などの具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念を含む。

避難行動要支援者

高齢者や障害のある人など、災害時に自力での避難や避難所などでの生活が困難な人のこと。

ひめじ若者サポートステーション

「自分が何をしたいのかわからない」、「相談相手がいなくて」という悩みを持った 15 歳～概ね 39 歳までの若者を、相談業務や講座などを通じてメンタル面とキャリア面の両方から支援する場所。また、そういった悩みを持つ人の保護者・親に対し、相談や意見交換の場を提供している。

兵庫県福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを目指すため、平成 4 年 10 月に制定された。平成 22 年 12 月改正。施行日以降においては、工事に着手する特定施設の大半が、建築確認において審査・検査されることとなった。また、一定の特定施設の所有者・管理者にホームページなどを用いた、バリアフリーに関する情報の公表を義務付けている。

兵庫ゆずりあい駐車場

障害のある人などのための駐車スペースを適正に利用してもらうため、兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度。

ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針

兵庫県では、「誰もが主体的に生き支える社会へ」を掲げ、年齢、性別、障害、文化などの違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支えあう中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会を目指している。

ファミリー・サポート・センター

子育てを支援してほしい人（依頼会員）に子育ての応援ができる人（提供会員）を紹介し、会員同士で子育ての相互援助活動を行うことができるよう橋渡しすることにより、地域ぐるみで子育て支援を行う事業。

福祉教育推進指定校

福祉教育とは、学校の児童・生徒に限らず、すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って助けあう態度を育て、ともに生きる人間の育成を目指すものである。市内全小・中学校を指定している。

福祉タクシー

身体障害者や介護の必要な高齢者の移動のために、乗降しやすい装備（ステップや介護バーなど）や車椅子やストレッチャーのまま乗れる装備のあるタクシーのこと。

福祉避難所

災害時に高齢者や障害のある人など、一般の避難所生活で特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援など）を必要とする方を対象に開設される避難所。

フードドライブ

家庭で余っている食品の寄付を募り、食品が必要な地域の福祉団体や施設、生活困窮者などに提供する活動。同時に食品ロスの削減にも貢献する取り組み。

ふれあいいきいきサロン

いきいきとした暮らしに必要な地域の「仲間づくり」、「出会いの場づくり」をする地域の福祉活動であり、家に閉じこもりがち、話し相手がいない、さびしいといった不安や悩みを持っている人に声をかけ、「楽しく」、「気軽に」、「無理なく」過ごせる場を、地域のごく身近な範囲でつくっていく取り組み。

ふれあい福祉相談所

市民の身近な窓口として、相生市社会福祉協議会が定期的実施する弁護士・相談員による相談事業。

フレイル

加齢とともに心身が衰えた状態で、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階のこと。適切に支援を受けることで健常な状態に戻ることができる時期ともされており、フレイル予防のため、生活習慣病の（進行）予防をしながら、運動機能・認知機能の低下を防ぎ、社会的に関わりを保ち続けることが大切となる。

ヘルプマーク（ヘルプカード）

障害のある人や認知症の人、妊婦、難病の人など、外見からは支援や配慮が必要とわかりにくい人が、困ったときに周囲の人に支援や配慮を伝えるために表示するマーク（カード）。

放課後子ども教室

地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施する事業。

「ま」行

マイ避難カード

災害の危険が迫っている時に、「いつ」「どこに」「どのように」避難するかをあらかじめ自分で確認、点検し、書き記しておき、自宅内の普段から目につく場所に掲出しておくなど、いざという時の避難行動に役立てるためのカード。

まちの子育てひろば

親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて子育ての悩みを話し合い、お互いに情報交換などを行う場。0歳児から就学前までの子どもを対象に、自由遊び、絵本の読み聞かせや季節の行事、子育て相談など、様々な体験活動を行っている。

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動。地域の相談相手として生活上の様々な相談に応じるほか、子ども、高齢者や障害のある人などの見守りを行うなど、支援を必要とする人と行政など関係機関とのパイプ役を担っている。

「や」行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。

友愛訪問

高年クラブの活動として、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦などを訪問し、安否確認や声かけを行うボランティア活動。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

要支援・要介護認定者

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村に認定された人。介護保険サービスの利用には、認定を受けなければならない。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

「わ」行

ワンストップサービス

複数の機関や窓口に分かれていた手続きを一度に行えるようにするサービス形態のこと。

アルファベット

DV

「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

NPO（法人）

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

第3次相生市地域福祉計画

発行日：令和5年3月

発行：相生市 健康福祉部 社会福祉課

〒678-0031

兵庫県相生市旭一丁目6番28号

電話：0791-22-7166

FAX：0791-23-4596

メール：engofukushi@city.aioi.lg.jp